

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年1月28日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (給与局)
中西給与第二課長、井手給与第三課長

議 題

給与法の改正等を踏まえた人事院規則の一部改正等

議事の概要

- 議題「給与法の改正等を踏まえた人事院規則の一部改正等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

給与法の改正（給与制度アップデート分）等を踏まえた人事院規則の一部改正等について

令和7年1月28日
給 与 局

令和6年人事院勧告事項を実現するための給与法等一部改正法（以下「令和6年改正法」という。）のうち令和7年4月1日に施行される事項（給与制度のアップデート分）及び公務全体における人材確保の課題等に対応するため、以下のとおり、人事院規則及び人事院公示の一部改正等を行うこととしたい。

【人事院規則】

1 人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正

- ① 本府省課室長級職員について、職務や職責をより重視した俸給体系の導入等に伴い、昇給号俸数や降号の号俸数の見直しを行うための改正を行う。
- ② 本府省課室長級職員の昇格メリットの拡大を反映するとともに、本府省課室長級職員以外の各級の初号付近の号俸カットによる効果を反映するため、昇格時号俸対応表及び降格時号俸対応表の改正を行う。また、号俸の切替えに伴い専門スタッフ職俸給表異動時号俸対応表について改正を行うほか、所要の改正を行う。
- ③ 行政職俸給表(二)及び海事職俸給表(二)の各初任給基準表について、「中学卒」区分の削除その他所要の改正を行う。
- ④ 採用者の能力等に応じて弾力的に初任給を決定する方法である経験者採用試験方式について、各府省が実施する選考において採用された者にも適用することができるようその対象を拡大するための改正を行う。
- ⑤ 経験年数換算表について、民間企業等での経験を公務での経験と同様に100/100で換算することを基本とする等の改正を行う。

2 人事院規則9—24（通勤手当）の一部改正

通勤手当の支給限度額の引上げ、新幹線鉄道等に係る特例の適用範囲の拡大及び橋等の特例の廃止等に伴い、新幹線鉄道等に係る特例における「異動等の直前の住居に相当する住居」の拡大、新幹線鉄道等の利用の基準の廃止、新幹線鉄道等に係る特例を適用する権衡職員等の範囲拡大、橋等の特例に係る規定の削除その他所要の改正を行う。

3 人事院規則9—34（初任給調整手当）の一部改正

医療職俸給表(一)医師等の初任給調整手当の種別については、当面、現行の地域手当の級地区分に基づく種別によることとし、今般の地域手当の見直しに伴う手当額の変動

が生じないよう所要の改正を行う。

4 人事院規則 9—40（期末手当及び勤勉手当）の一部改正

- ① 勤勉手当について、令和 7 年 6 月期以降の職員区分別の成績率を 6 月期と 12 月期で同率にする改正を行う。その際、一般職員及び特定管理職員について、成績率の上限を 3 倍に引き上げる。
- ② 特定任期付職員に勤勉手当を支給することに伴い、成績率の設定等の規定の整備その他所要の改正を行う。

5 人事院規則 9—49（地域手当）の一部改正

- ① 見直し後の地域手当の支給地域及び地域ごとの級地区分を定める。
- ② 異動保障を 3 年に延長すること及び再任用職員に対し異動保障を支給することに伴う所要の改正を行う。
- ③ 支給地域及び級地について、10 年ごとに見直すことを例とする規定を削除する。
- ④ 段階的見直し期間における支給地域及び地域ごとの級地区分等、当該見直し期間における経過措置を定める。

6 人事院規則 9—54（住居手当）の一部改正

扶養手当の見直し及び単身赴任手当の支給要件の拡大に伴う住居手当の支給要件に係る規定の整備その他所要の改正を行う。

7 人事院規則 9—55（特勤勤務手当等）の一部改正

再任用職員に対して特勤勤務手当等を支給することに伴い、算定基礎額等について所要の改正を行う。

8 人事院規則 9—80（扶養手当）の一部改正

現行の給与法第 11 条の 2 に規定されている要件具備の届出、支給の始期及び終期等の扶養手当の支給に関し必要な事項に係る規定の新設を行う。また、経過措置期間（令和 7 年度）中における扶養手当の支給要件等に係る規定の整備その他所要の改正を行う。

9 人事院規則 9—89（単身赴任手当）の一部改正

単身赴任手当の支給対象に、新規採用等により「新たに俸給表の適用を受ける職員となったこと」に伴って単身赴任となった職員を加えることに伴い、人事院規則において定めることとされている「権衡職員」の範囲に係る規定の整備その他所要の改正を行う。

10 人事院規則 9—93（管理職員特別勤務手当）の一部改正

平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯及び支給対象職員の拡大に伴い、支給対象職員の区分に応じた手当額の新設その他所要の改正を行う。

1 1 人事院規則 2 3—0（任期付職員の採用及び給与の特例）の一部改正

特定任期付職員業績手当の廃止に伴い、同手当に係る規定の削除その他所要の改正を行う。

1 2 人事院規則 1—4（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正

- ① 平成 3 0 年 4 月 1 日以後に新たに職員となった者の初任給決定に当たって、過去実施された昇給抑制を反映するための号俸調整を定めている当該規則について、廃止する。
- ② 実質的に効力を失っている人事院規則 9—1 5 2（令和 6 年改正法附則第 2 条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え）を廃止する。

1 3 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部改正

人事院規則 9—2 4 等の改正に伴う所要の改正を行う。

1 4 人事院規則 1—7 9（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部改正

人事院規則 9—2 4 等の改正に伴う所要の改正を行う。

【人事院公示】

1 昭和 38 年人事院公示第 5 号の一部改正

人事院規則 9—8 等の改正に伴い、給与関係の権限の委任について定めた人事院公示（昭和 38 年人事院公示第 5 号）について所要の改正を行う。

2 平成 12 年人事院公示第 17 号の一部改正

人事院規則 2 3—0 の改正に伴い、任期付職員関係の権限の委任について定めた人事院公示（平成 12 年人事院公示第 17 号）について所要の改正を行う。

3 令和 7 年人事院公示第 3 号の制定

令和 6 年改正法附則第 5 条（令和 7 年 4 月 1 日前の異動者の号俸の調整）に規定する人事院の権限の委任に関する人事院公示を制定する。

【公布日等】

令和7年2月5日

【施行日等】

令和7年4月1日

以 上

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―八―九四

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを

削る。

改正後	改正前
(定義) 第二条 (略) 一、四 (略) 五 採用試験 規則八―一八(採用試験)第一条第一項に規定する採用試験(規則八―一八第三条第四項に規定する経験者採用試験(第十一条第三項において「経験者採用試験」という。)を除く。)をいう。 六、十七 (略) (新たに職員となつた者の職務の級) 第十一条 (略)	(定義) 第二条 (略) 一、四 (略) 五 採用試験 規則八―一八(採用試験)第一条第一項に規定する採用試験(規則八―一八第三条第四項に規定する経験者採用試験(以下「経験者採用試験」という。)を除く。)をいう。 六、十七 (略) (新たに職員となつた者の職務の級) 第十一条 (略)

2 (略)

3 経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者その他人事院の定める職員（以下「経験者試験等採用者」という。）の職務の級は、各庁の長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定しようとする場

2 (略)

3 経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、各庁の長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該新たに職員となつた者の採用の日に占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該新たに職員となつた者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定しようとする場合にあつては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする

合にあつては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。

4・5 (略)

(新たに職員となつた者の号俸)

第十二条 新たに職員となつた者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 (略)

二 経験者試験等採用者 各庁の長が当該経験者試験等採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした

る。

4・5 (略)

(新たに職員となつた者の号俸)

第十二条 新たに職員となつた者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 (略)

二 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員 (以下この号において「経験者試験採用者」という。) 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内

場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

三（略）

四 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にそ

他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

三（略）

四 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にそ

の者に適用される区分の定めのない職員若しくはその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員又は専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
(経験者試験等採用者を除く。) その者の属する職務の級の最低の号俸

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員(経験者試験等採用者を除く。)の号俸については、前項の規定にかかわらず、第十四条から第十九条までに定めるところにより、初任給基準表に定め

の者に適用される区分の定めのない職員若しくはその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員又は専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
(第二号に掲げる職員を除く。) その者の属する職務の級の最低の号俸

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員(前項第二号に掲げる職員を除く。)の号俸については、同項の規定にかかわらず、第十四条から第十九条までに定めるところにより、初任給基準表に

る号俸を調整し、又はその者の号俸を同項の規定による号俸より上位の号俸とすることができ
る。

（初任給基準表の適用方法）

第十三条 初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとし、経験者試験等採用者には適用しない。

2
4 （略）

（学歴免許等の資格による号俸の調整）

定める号俸を調整し、又はその者の号俸を同項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

（初任給基準表の適用方法）

第十三条 初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとし、経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者には適用しない。

2
4 （略）

（学歴免許等の資格による号俸の調整）

第十四条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号俸に、次の表の上欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の下欄に定める数から同表の上欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準

第十四条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号俸に、次の表の上欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の下欄に定める数から同表の上欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準

表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、次の表の上欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の下欄に定める数を減じた数（次条第二項において「加算数」という。）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもつて、初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができる。

(略)	高校二卒	
(略)		
(略)	十一	

表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、次の表の上欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の下欄に定める数を減じた数（次条第二項において「加算数」という。）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもつて、初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができる。

(略)	高校二卒	
(略)		
(略)	十一	九

(略)

2
(略)

(経験年数を有する者の号俸)

第十五条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第十二条第一項の規定による号俸(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第二号又は第四号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数と

(略)

2
(略)

(経験年数を有する者の号俸)

第十五条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第十二条第一項の規定による号俸(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第二号又は第四号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数と

し、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第七の四イに定める行政職俸給表（一）七級以下職員等昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの又は第三十八条の二各号に掲げる職員にあつては、別表第七の四ロに定める行政職俸給表（一）八級以上職員等昇給号俸数表のC欄に

し、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第七の四イに定める行政職俸給表（一）等職員昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸（人事院の定める者にあつては、当該号俸の数に三を超えない範囲内で人事院の定める数を加えて得た数を号数とする号俸）とすることができる。

掲げる号俸数）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸（人事院の定める者にあつては、当該号俸の数に三を超えない範囲内で人事院の定める数を加えて得た数を号数とする号俸）とすることができる。

一〇四（略）

2（略）

（俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第二十七条（略）

2（略）

3 経験者試験等採用者を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の

一〇四（略）

2（略）

（俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第二十七条（略）

2（略）

3 第十一条第三項の規定により職務の級を決定された職員を俸給表の適用を異にして他の職務

職務の級は、前二項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となつたときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの第十一条第三項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。

第三十六条 削除

に異動させる場合におけるその者の職務の級は、前二項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となつたときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの同条第三項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。

(行政職俸給表(一)の七級以上の職員に相当する職員)

第三十六条 給与法第八条第七項の人事院規則で

定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの

二 税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

三 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの

四 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

五 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの

六 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

七 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの

八 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの

九 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

十 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの

十一 福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの

(行政職俸給表(一)の八級以上の職員に相当する職員)

第三十八条の二 給与法第八条第八項第二号の人

(新設)

事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの

二 税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの

三 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの

四 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの

五 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

六 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職

務の級が五級以上であるもの

七 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

第四十二条 規則一一―一〇（職員の降給）第五
条又は第六条第二項の規定により職員を降号さ
せる場合におけるその者の号俸は、次の各号に
掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号
俸とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 降号した日
の前日に受けていた号俸より二号俸下位の号
俸（当該受けていた号俸が職員の属する職務

第四十二条 規則一一―一〇（職員の降給）第五
条又は第六条第二項の規定により職員を降号さ
せる場合におけるその者の号俸は、降号した日
の前日に受けていた号俸より二号俸下位の号俸
（当該受けていた号俸が職員の属する職務の級
の最低の号俸の直近上位の号俸である場合に
あつては、当該最低の号俸）とする。

（新設）

の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあつては、当該最低の号俸）

二 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び第三十八条の二各号に掲げる職員 降号した日の前日に受けていた号俸より一号俸下位の号俸

(新設)

別表第二 初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ（略）

ロ 行政職俸給表(二)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 1 号 俸
労 務 職 員（甲）		<u>1 級 1 号 俸から 1 級 3 3 号 俸まで</u>
労 務 職 員（乙）		<u>1 級 1 号 俸から 1 級 1 3 号 俸まで</u>

備考

1～3 （略）

4 職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第 1 2 条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職 種	経 験 年 数	初 任 給
労務職員(甲)	1 1 年以上 2 0 年未 満	<u>1 級 3 7 号 俸から 1 級 5 7 号 俸まで</u>
	2 0 年以上	<u>1 級 6 1 号 俸から 1 級 6 5 号 俸まで</u>
労務職員(乙)	8 年以上 1 4 年未 満	<u>1 級 1 7 号 俸から 1 級 2 9 号 俸まで</u>
	1 4 年以上	<u>1 級 3 3 号 俸から 1 級 4 1 号 俸まで</u>

注 （略）

5 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「1 級 1 号 俸から 1 級 1 7 号 俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有

別表第二 初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ（略）

ロ 行政職俸給表(二)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 1 7 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸
労 務 職 員（甲）		<u>1 級 1 7 号 俸から 1 級 4 9 号 俸まで</u>
労 務 職 員（乙）		<u>1 級 1 号 俸から 1 級 2 9 号 俸まで</u>

備考

1～3 （略）

4 職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第 1 2 条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職 種	経 験 年 数	初 任 給
労務職員(甲)	1 1 年以上 2 0 年未 満	<u>1 級 5 3 号 俸から 1 級 7 3 号 俸まで</u>
	2 0 年以上	<u>1 級 7 7 号 俸から 1 級 8 1 号 俸まで</u>
労務職員(乙)	8 年以上 1 4 年未 満	<u>1 級 3 3 号 俸から 1 級 4 5 号 俸まで</u>
	1 4 年以上	<u>1 級 4 9 号 俸から 1 級 5 7 号 俸まで</u>

注 （略）

5 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「1 級 1 号 俸から 1 級 3 3 号 俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有

する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俵をそれぞれ次の表に定める号俵に読み替えることができる。

職 種	経 験 年 数	初 任 給
労務職員(乙)	9年以上18年未満	<u>1級21号俵から1級41号俵まで</u>
	18年以上	<u>1級45号俵から1級53号俵まで</u>

注 (略)

- 6 第1項第1号の(2)から(7)までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、1級1号俵から1級13号俵までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俵が、この表の初任給欄の号俵として定められているものとして取り扱うことができる。

7・8 (略)

ハ～ト (略)

チ 海事職俸給表(初任給基準表)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
大型船舶の船員 中型船舶の船員	高 校 卒	1級5号俵
小型船舶の船員	高 校 卒	1級1号俵

備考 (略)

リ～ヨ (略)

する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俵をそれぞれ次の表に定める号俵に読み替えることができる。

職 種	経 験 年 数	初 任 給
労務職員(乙)	9年以上18年未満	<u>1級37号俵から1級57号俵まで</u>
	18年以上	<u>1級61号俵から1級69号俵まで</u>

注 (略)

- 6 第1項第1号の(2)から(7)までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、1級17号俵から1級29号俵までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俵が、この表の初任給欄の号俵として定められているものとして取り扱うことができる。

7・8 (略)

ハ～ト (略)

チ 海事職俸給表(初任給基準表)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
大型船舶の船員 中型船舶の船員	高 校 卒	1級17号俵
	中 学 卒	1級5号俵
小型船舶の船員	高 校 卒	1級13号俵
	中 学 卒	1級1号俵

備考 (略)

リ～ヨ (略)

別表第四 経験年数換算表（第十五条の二関係）

経	歴	換 算 率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	$\frac{100}{100}$
	その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下
(略)		(略)
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	(略)	(略)

(削る)

別表第四 経験年数換算表（第十五条の二関係）

経	歴	換 算 率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員として同種の職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
(略)		(略)
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$ 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	$\frac{50}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{80}{100}$ 以下）
	(略)	(略)

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を $\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下）とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事院が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を人事院が別に定める。

別表第五 経験年数調整表（第十五条の二関係）

学 歴 区 分 (甲)	学 歴 免 許 等 の 区 分		
	基 準 学 歴 区 分		(略)
	(略)	高 校 卒	(略)
博 士 課 程 修 了	(略)	＋ 9 年	(略)
修 士 課 程 修 了	(略)	＋ 6 年	(略)
専 門 職 学 位 課 程 修 了	(略)	＋ 6 年	(略)
大 学 6 卒	(略)	＋ 6 年	(略)
大 学 専 攻 科 卒	(略)	＋ 5 年	(略)
大 学 4 卒	(略)	＋ 4 年	(略)
短 大 3 卒	(略)	＋ 3 年	(略)
短 大 2 卒	(略)	＋ 2 年	(略)
短 大 1 卒	(略)	＋ 1 年	(略)
高 校 専 攻 科 卒	(略)	＋ 1 年	(略)
高 校 3 卒	(略)		(略)
高 校 2 卒	(略)	－ 1 年	(略)
中 学 卒	(略)	－ 3 年	(略)

備考 (略)

別表第五 経験年数調整表（第十五条の二関係）

学 歴 区 分 (甲)	学 歴 免 許 等 の 区 分			
	基 準 学 歴 区 分			(略)
	(略)	高 校 卒	中 学 卒	(略)
博 士 課 程 修 了	(略)	＋ 9 年	＋ 9 年	(略)
修 士 課 程 修 了	(略)	＋ 6 年	＋ 6 年	(略)
専 門 職 学 位 課 程 修 了	(略)	＋ 6 年	＋ 6 年	(略)
大 学 6 卒	(略)	＋ 6 年	＋ 6 年	(略)
大 学 専 攻 科 卒	(略)	＋ 5 年	＋ 5 年	(略)
大 学 4 卒	(略)	＋ 4 年	＋ 4 年	(略)
短 大 3 卒	(略)	＋ 3 年	＋ 3 年	(略)
短 大 2 卒	(略)	＋ 2 年	＋ 2 年	(略)
短 大 1 卒	(略)	＋ 1 年	＋ 1 年	(略)
高 校 専 攻 科 卒	(略)	＋ 1 年	＋ 1 年	(略)
高 校 3 卒	(略)			(略)
高 校 2 卒	(略)	－ 1 年	－ 1 年	(略)
中 学 卒	(略)	－ 3 年	－ 3 年	(略)

備考 (略)

別表第六 在級期間表（第二十条関係）

イ 行政職俸給表(一)在級期間表
(略)

備考

- 1 総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者（採用試験の結果に基づいて職員となつた者及び経験者試験等採用者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、総合職（院卒）又は総合職（大卒）の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、一般職（高卒）又は専門職（高卒）の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。

2～8 (略)

ロ 行政職俸給表(二)在級期間表

職 種	職 務 の 級	
	2 級	(略)
技 能 職 員	<u>6</u>	(略)
(略)	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 職種欄の「技能職員」の区分の適用を受ける職員のうち、その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者（別表第2の行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第2項に規定する者を除く。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「6」とあるのは、「9」とする。

ハ～タ (略)

別表第六 在級期間表（第二十条関係）

イ 行政職俸給表(一)在級期間表
(略)

備考

- 1 総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、総合職（院卒）又は総合職（大卒）の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、一般職（高卒）又は専門職（高卒）の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。

2～8 (略)

ロ 行政職俸給表(二)在級期間表

職 種	職 務 の 級	
	2 級	(略)
技 能 職 員	<u>9</u>	(略)
(略)	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 職種欄の「技能職員」の区分の適用を受ける職員のうち、別表第2の行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第2項に規定する者又はその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「9」とあるのは、「6」とする。

ハ～タ (略)

別表第七から別表第七の四までを次のように改める。

別表第七 昇格時号俸対応表（第二十三条関係）

イ 行政職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			

51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46						
87	35	47	46						
88	35	48	46						
89	35	48	47						
90	36	48	47						
91	36	48	47						
92	36	48	47						
93	37	49	47						
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						

107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

ロ 行政職俸給表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17

51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	

107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

ハ 専門行政職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	1	1		
11	1	1	1	1	1		
12	1	1	1	1	1		
13	1	1	1	1	2		
14	1	1	1	1	2		
15	1	1	1	1	2		
16	1	1	1	1	2		
17	1	1	1	1	2		
18	1	1	2	2	3		
19	1	1	3	3	3		
20	1	1	4	4	3		
21	1	1	5	5	3		
22	1	2	6	5	4		
23	1	3	7	6	4		
24	1	4	8	6	4		
25	1	5	9	7	4		
26	1	6	10	7	4		
27	1	7	11	8	4		
28	1	8	12	8	4		
29	1	9	13	9	5		
30	1	10	14	9	5		
31	1	11	15	10	5		
32	1	12	16	10	5		
33	1	13	17	11	5		
34	1	14	18	11	5		
35	1	15	19	12	5		
36	1	16	20	12	5		
37	1	17	21	13	5		
38	2	18	22	13	5		
39	3	19	23	13	5		
40	4	20	24	13	5		
41	5	21	25	14	5		
42	6	21	26	14	5		
43	7	22	27	14	5		
44	8	22	28	14	5		
45	9	23	29	15	5		
46	10	23	29	15			
47	11	24	29	15			
48	12	24	30	15			
49	13	25	30	15			
50	13	25	30	15			

51	14	26	31	15			
52	14	26	31	15			
53	15	27	31	15			
54	15	27	32	15			
55	16	28	32	15			
56	16	28	32	16			
57	17	29	33	16			
58	18	29	33	16			
59	19	29	34	16			
60	20	30	34	16			
61	21	30	35	16			
62	21	30	35	16			
63	22	30	36	16			
64	22	30	36	16			
65	23	31	36	16			
66	23	31	36				
67	24	31	36				
68	24	31	36				
69	25	31	36				
70	25	32	36				
71	26	32	36				
72	26	32	36				
73	27	32	36				
74	27	32	36				
75	28	33	36				
76	28	33	36				
77	29	33	36				
78	29		36				
79	29		36				
80	30		36				
81	30		36				
82	30						
83	31						
84	31						
85	31						
86	32						
87	32						
88	32						
89	33						
90	33						
91	34						
92	34						
93	35						

二 税務職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	1		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	4		
22	1	2	2	14	10	6	4		
23	1	3	3	15	11	7	4		
24	1	4	4	16	12	8	4		
25	1	5	5	17	13	9	4		
26	1	6	6	18	14	10	4		
27	1	7	7	19	15	11	4		
28	1	8	8	20	16	12	5		
29	1	9	9	21	17	13	5		
30	2	10	10	22	18	14	5		
31	3	11	11	23	19	15	5		
32	4	12	12	24	20	16	5		
33	5	13	13	25	21	17	5		
34	6	14	14	26	22	18	5		
35	7	15	15	27	23	19	5		
36	8	16	16	28	24	20	5		
37	9	17	17	29	25	21	5		
38	10	18	18	30	26	22	5		
39	11	19	19	31	27	23	5		
40	12	20	20	32	28	24	5		
41	13	21	21	33	29	25	5		
42	13	21	22	34	30	25	5		
43	13	22	23	35	31	26	5		
44	13	22	24	36	32	26	5		
45	14	23	25	37	33	27	5		
46	14	23	25	38	34	27			
47	14	24	26	39	35	28			
48	14	24	26	40	36	28			
49	15	24	27	41	37	28			
50	15	24	27	42	37	28			

51	15	24	28	43	37	28			
52	15	25	28	44	38	28			
53	16	25	29	45	38	28			
54	16	25	30	46	38	28			
55	16	25	31	47	39	28			
56	16	25	32	48	39	28			
57	17	26	33	49	39	29			
58	17	26	33	50	40	29			
59	17	26	33	51	40	29			
60	17	26	34	52	40	29			
61	17	26	34	53	40	29			
62	18	27	34	54	40	29			
63	18	27	35	55	40	29			
64	18	27	35	56	40	29			
65	18	27	35	57	40	29			
66	18		35	58	40	29			
67	19		36	59	40	29			
68	19		36	60	41	30			
69	19		36	60	41	30			
70	19		36	60	41	30			
71	19		37	61	41	31			
72	20		37	62	41	31			
73	20		37	63	41	31			
74			37	64	41				
75			38	65	41				
76			38	66	41				
77			38	67	41				
78			38	68	41				
79			39	69	41				
80			39	70	42				
81			39	71	42				
82				72	42				
83				73	43				
84				74	43				
85				75	43				

ホ 公安職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸									
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級	11級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	2	1	1	1	2	1	1	1		
11	3	1	1	1	3	1	1	1		
12	4	1	1	1	4	1	1	1		
13	5	1	1	1	5	1	1	1		
14	6	2	1	1	6	2	1	2		
15	7	3	1	1	7	3	1	2		
16	8	4	1	1	8	4	1	2		
17	9	5	1	1	9	5	1	2		
18	10	6	1	1	10	6	2	3		
19	11	7	1	1	11	7	3	3		
20	12	8	1	1	12	8	4	3		
21	13	9	1	1	13	9	5	4		
22	14	10	2	1	14	10	6	4		
23	15	11	3	1	15	11	7	4		
24	16	12	4	1	16	12	8	4		
25	17	13	5	1	17	13	9	4		
26	18	14	6	1	18	14	10	4		
27	19	15	7	1	19	15	11	4		
28	20	16	8	1	20	16	12	5		
29	21	17	9	1	21	17	13	5		
30	22	18	10	2	22	18	14	5		
31	23	19	11	3	23	19	15	5		
32	24	20	12	4	24	20	16	5		
33	25	21	13	5	25	21	17	5		
34	26	22	14	6	26	22	18	5		
35	27	23	15	7	27	23	19	5		
36	28	24	16	8	28	24	20	5		
37	29	25	17	9	29	25	21	5		
38	30	26	18	10	30	26	22	5		
39	31	27	19	11	31	27	23	5		
40	32	28	20	12	32	28	24	5		
41	33	29	21	13	33	29	25	5		
42	34	30	22	14	34	30	25	5		
43	35	31	23	15	35	31	26	5		
44	36	32	24	16	36	32	26	5		
45	37	33	25	17	37	33	27	5		
46	38	34	26	18	38	34	27			
47	39	35	27	19	39	35	28			
48	40	36	28	20	40	36	28			
49	41	37	29	21	41	37	28			
50	42	38	30	22	42	37	28			

51	43	39	31	23	43	37	28			
52	44	40	32	24	44	38	28			
53	45	41	33	25	45	38	28			
54	46	42	34	26	46	38	28			
55	47	43	35	27	47	39	28			
56	48	44	36	28	48	39	28			
57	49	45	37	29	49	39	29			
58	50	46	38	30	50	40	29			
59	51	47	39	31	51	40	29			
60	52	48	40	32	52	40	29			
61	53	49	41	33	53	40	29			
62	54	50	42	34	54	40	29			
63	55	51	43	35	55	40	29			
64	56	52	44	36	56	40	29			
65	57	53	45	37	57	40	29			
66	58	54	46	37	58	40	29			
67	59	55	47	38	59	40	29			
68	60	56	48	38	60	41	30			
69	61	57	49	39	60	41	30			
70	62	58	49	39	60	41	30			
71	63	59	50	40	61	41	31			
72	64	60	50	40	62	41	31			
73	65	61	51	41	63	41	31			
74	66	62	51	42	64	41				
75	67	63	52	43	65	41				
76	68	64	52	44	66	41				
77	69	65	53	45	67	41				
78	69	66	54	46	68	41				
79	70	67	55	47	69	41				
80	70	68	56	48	70	42				
81	71	69	57	49	71	42				
82	71	70	58	49	72	42				
83	72	71	59	50	73	43				
84	72	72	60	50	74	43				
85	73	73	61	51	75	43				
86	74	74	62	51						
87	75	75	63	52						
88	76	76	64	52						
89	77	77	65	53						
90	78	78	66	53						
91	79	79	67	53						
92	80	80	68	54						
93	81	81	69	54						
94	82	82	70	54						
95	83	83	71	55						
96	84	84	72	55						
97	85	85	73	55						
98	86	86	74	56						
99	87	87	75	56						
100	88	88	76	56						
101	89	89	77	57						
102	90	89	78	58						
103	91	90	79	59						
104	92	90	80	60						
105	93	91	81	60						
106	93	91	82	60						

107	93	92	83	60						
108	94	92	84	60						
109	94	93	85	60						
110	94	94	85	60						
111	95	95	86	60						
112	95	96	86	60						
113	95	97	87	61						
114	96	98	87	61						
115	96	99	88	61						
116	96	100	88	61						
117	97	101	89	61						
118	97	101	89	61						
119	98	101	90	61						
120	98	102	90	61						
121	99	102	91	61						
122	99	102	91							
123	100	103	92							
124	100	103	92							
125	101	103	92							
126		104	92							
127		104	92							
128		104	92							
129		105	92							
130		105	92							
131		105	92							
132		106	92							
133		106	93							
134		106	93							
135		107	93							
136		107	93							
137		107	93							
138		108	94							
139		108	95							
140		108	96							
141		109	96							
142		109								
143		110								
144		110								
145		111								

へ 公安職俸給表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	1		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	4		
22	1	2	2	14	10	6	4		
23	1	3	3	15	11	7	4		
24	1	4	4	16	12	8	4		
25	1	5	5	17	13	9	4		
26	1	6	6	18	14	10	4		
27	1	7	7	19	15	11	4		
28	1	8	8	20	16	12	5		
29	1	9	9	21	17	13	5		
30	2	10	10	22	18	14	5		
31	3	11	11	23	19	15	5		
32	4	12	12	24	20	16	5		
33	5	13	13	25	21	17	5		
34	6	14	14	26	22	18	5		
35	7	15	15	27	23	19	5		
36	8	16	16	28	24	20	5		
37	9	17	17	29	25	21	5		
38	10	18	18	30	26	22	5		
39	11	19	19	31	27	23	5		
40	12	20	20	32	28	24	5		
41	13	21	21	33	29	25	5		
42	13	22	22	34	30	25	5		
43	14	23	23	35	31	26	5		
44	14	24	24	36	32	26	5		
45	15	25	25	37	33	27	5		
46	15	25	26	38	34	27			
47	16	26	27	39	35	28			
48	16	26	28	40	36	28			
49	17	27	29	41	37	28			
50	17	27	30	42	37	28			

51	18	28	31	43	37	28			
52	18	28	32	44	38	28			
53	19	29	33	45	38	28			
54	19	30	33	46	38	28			
55	20	31	34	47	39	28			
56	20	32	34	48	39	28			
57	21	33	35	49	39	29			
58	22	33	35	50	40	29			
59	23	34	36	51	40	29			
60	24	34	36	52	40	29			
61	25	35	37	53	40	29			
62	25	35	37	54	40	29			
63	26	36	38	55	40	29			
64	26	36	38	56	40	29			
65	27	37	39	57	40	29			
66	27	38	39	58	40	29			
67	28	39	40	59	40	29			
68	28	40	40	60	41	30			
69	29	41	41	60	41	30			
70	30	41	41	60	41	30			
71	31	41	41	61	41	31			
72	32	41	41	62	41	31			
73	33	42	42	63	41	31			
74	33	42	42	64	41				
75	34	42	42	65	41				
76	34	42	42	66	41				
77	35	43	43	67	41				
78	35	43	43	68	41				
79	36	43	43	69	41				
80	36	43	43	70	42				
81	37	44	43	71	42				
82	38	44	44	72	42				
83	39	44	44	73	43				
84	40	44	44	74	43				
85	41	44	44	75	43				
86	41	44	44						
87	42	44	45						
88	42	44	45						
89	43	44	45						
90		44	45						
91		44	45						
92		45	46						
93		45	46						
94		45	46						
95		45	46						
96		45	46						
97		45	47						
98		45							
99		45							
100		45							
101		45							

ト 海事職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1	1
18	1	1	1	2	1	1
19	1	1	1	3	1	1
20	1	1	1	4	1	1
21	1	1	1	5	1	1
22	2	2	2	6	1	1
23	3	3	3	7	2	1
24	4	4	4	8	2	1
25	5	5	5	9	3	1
26	6	6	6	10	3	1
27	7	7	7	11	4	1
28	8	8	8	12	4	1
29	9	9	9	13	5	1
30	10	10	9	14	5	1
31	11	11	10	15	5	1
32	12	12	10	16	6	1
33	13	13	11	17	6	1
34	13	14	11	18	6	1
35	13	15	12	19	7	1
36	14	16	12	20	7	1
37	14	17	13	21	7	1
38	14	17	13	22	8	1
39	15	17	14	23	8	1
40	15	18	14	24	8	1
41	15	18	15	25	9	1
42	16	18	15	25	9	
43	16	19	16	25	9	
44	16	19	16	25	9	
45	17	19	17	26	9	
46	17	20	18	26	9	
47	17	20	19	26	10	
48	17	20	20	26	10	
49	17	21	21	27	10	
50	18	21	21	27	10	

51	18	21	22	27	10	
52	18	22	22	27	10	
53	18	22	23	28	11	
54	18	22	23	28	11	
55	19	22	24	28	11	
56	19	23	24	28	11	
57	19	23	25	29	11	
58	19	23	25	29	11	
59	19	23	25	30	12	
60	20	24	25	30	12	
61	20	24	26	31	12	
62	20	24	26	31		
63	20	24	26	32		
64	20	25	26	32		
65	21	25	27	32		
66	21	25	27	32		
67	22	26	27	32		
68	22	26	27	33		
69	23	27	28	33		
70			28	33		
71			28	33		
72			28	33		
73			29	34		
74			29	34		
75			29	34		
76			29	34		
77			30	34		
78			30	35		
79			30	35		
80			30	35		
81			30	36		
82			30			
83			31			
84			31			
85			31			
86			31			
87			31			
88			31			
89			32			
90			32			
91			32			
92			32			
93			32			
94			32			
95			33			
96			33			
97			33			

チ 海事職俸給表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	1
11	3	1	1	1	1
12	4	1	1	1	1
13	5	1	1	1	1
14	6	1	2	2	1
15	7	1	3	3	1
16	8	1	4	4	1
17	9	1	5	5	1
18	10	2	6	6	1
19	11	3	7	7	1
20	12	4	8	8	1
21	13	5	9	9	1
22	14	6	10	10	2
23	15	7	11	11	3
24	16	8	12	12	4
25	17	9	13	13	5
26	18	10	14	14	5
27	19	11	15	15	5
28	20	12	16	16	6
29	21	13	17	17	6
30	22	14	18	18	6
31	23	15	19	19	7
32	24	16	20	20	7
33	25	17	21	21	7
34	26	17	22	22	8
35	27	18	23	23	8
36	28	18	24	24	8
37	29	19	25	25	9
38	30	19	26	26	9
39	31	20	27	27	10
40	32	20	28	28	10
41	33	21	29	29	11
42	34	21	30	30	11
43	35	22	31	31	12
44	36	22	32	32	12
45	37	23	33	33	13
46	38	23	34	34	13
47	39	24	35	35	13
48	40	24	36	36	14
49	41	25	37	37	14
50	42	26	38	38	14

51	43	27	39	39	15
52	44	28	40	40	15
53	45	29	41	41	15
54	46	30	42	42	16
55	47	31	43	43	16
56	48	32	44	44	16
57	48	33	45	45	17
58	48	34	46	46	17
59	48	35	47	47	18
60	48	36	48	48	18
61	49	37	49	49	19
62	49	37	50	50	19
63	49	38	51	51	20
64	49	38	52	52	20
65	49	39	53	53	21
66	50	39	54	54	21
67	50	40	55	55	21
68	50	40	56	56	21
69	50	41	57	57	21
70	50	42	58	58	21
71	51	43	59	59	21
72	51	44	60	60	22
73	51	45	61	61	22
74		45	62	62	22
75		45	63	63	22
76		45	64	64	22
77		46	65	65	22
78		46	66	66	22
79		46	67	67	23
80		46	68	68	23
81		47	69	69	23
82		47	70	70	23
83		47	71	71	23
84		47	72	72	23
85		48	73	73	23
86		48	74	74	
87		48	75	75	
88		48	76	76	
89		48	77	76	
90		48	78	76	
91		48	79	76	
92		48	80	76	
93		48	81	76	
94		48	82	76	
95		48	83	76	
96		48	84	76	
97		48	85	76	
98		48	86	76	
99		48	87	76	
100		48	88	76	
101		48	89	76	
102		48	90	76	
103		48	91	76	
104		48	92	76	
105		48	93	76	
106			94		

107			95		
108			96		
109			97		

リ 教育職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	4
6	1	1	1	4
7	1	1	1	4
8	1	1	1	4
9	1	1	1	4
10	1	1	1	4
11	1	1	1	4
12	1	1	1	4
13	1	1	1	4
14	1	1	1	4
15	1	1	1	4
16	1	1	1	4
17	1	1	2	4
18	1	2	2	
19	1	3	2	
20	1	4	2	
21	1	5	2	
22	1	5	2	
23	1	6	2	
24	1	6	2	
25	1	7	3	
26	1	7	3	
27	1	8	3	
28	1	8	3	
29	1	9	3	
30	1	10	3	
31	1	11	3	
32	1	12	3	
33	1	13	4	
34	2	14	4	
35	3	15	4	
36	4	16	4	
37	5	17	4	
38	6	18	4	
39	7	19	4	
40	8	20	4	
41	9	21	5	
42	10	22	5	
43	11	23	5	
44	12	24	5	
45	13	25	5	
46	14	26	5	
47	15	27	5	
48	16	28	5	
49	17	29	5	
50	17	30	5	

51	18	31	6	
52	18	32	6	
53	19	33	6	
54	19	34	6	
55	20	35	6	
56	20	36	6	
57	21	37	6	
58	21	38	6	
59	21	39	7	
60	22	40	7	
61	22	41	7	
62	22	41	7	
63	23	42	7	
64	23	42	7	
65	23	43	7	
66	24	43	7	
67	24	44	7	
68	24	44	7	
69	25	45	7	
70	25	45	7	
71	26	45	7	
72	26	45	8	
73	27	46	8	
74	27	46		
75	28	46		
76	28	46		
77	29	46		
78	29	46		
79	30	46		
80	30	46		
81	31	46		
82	31	46		
83	32	46		
84	32	46		
85	33	46		
86	33	46		
87	33	46		
88	34	46		
89	34	46		
90	34	46		
91	35	46		
92	35	46		
93	35	46		
94	36			
95	36			
96	36			
97	37			
98	37			
99	37			
100	37			
101	38			
102	38			
103	38			
104	38			
105	39			
106	39			

107	39			
108	39			
109	40			
110	40			
111	40			
112	40			
113	40			
114	40			
115	41			
116	41			
117	41			
118	41			
119	41			
120	41			
121	42			
122	42			
123	42			
124	42			
125	42			
126	42			
127	43			
128	43			
129	43			

ス 教育職俸給表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	1
19	7	1
20	8	1
21	9	1
22	10	1
23	11	1
24	12	1
25	13	1
26	14	1
27	15	1
28	16	1
29	17	1
30	18	1
31	19	1
32	20	1
33	21	1
34	22	1
35	23	1
36	24	1
37	25	1
38	25	2
39	26	3
40	26	4
41	27	5
42	27	6
43	28	7
44	28	8
45	29	9
46	29	10
47	29	11
48	29	12
49	30	13
50	30	14

51	30	15
52	30	16
53	31	17
54	31	18
55	31	19
56	31	20
57	32	21
58	32	22
59	32	23
60	32	24
61	33	25
62	33	26
63	34	27
64	34	28
65	35	29
66	35	29
67	36	30
68	36	30
69	37	31
70	37	31
71	37	32
72	38	32
73	38	33
74	38	34
75	39	35
76	39	36
77	39	37
78	40	38
79	40	39
80	40	40
81	41	41
82	41	42
83	42	43
84	42	44
85	43	45
86	43	46
87	44	47
88	44	48
89	45	49
90	45	50
91	45	51
92	46	52
93	46	53
94	46	53
95	47	54
96	47	54
97	47	55
98	48	55
99	48	56
100	48	56
101	49	57
102	49	58
103	49	59
104	49	60
105	50	61
106	50	62

107	50	63
108	50	64
109	51	64
110	51	64
111	51	64
112	51	64
113	52	64
114	52	64
115	52	64
116	52	64
117	53	64
118	53	64
119	53	64
120	53	64
121	53	64
122	53	64
123	54	64
124	54	64
125	54	64
126	54	
127	54	
128	54	
129	55	
130	55	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	56	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	

ル 研究職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	4
6	1	1	1	1	4
7	1	1	1	1	4
8	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	4
10	1	1	1	1	4
11	1	1	1	1	4
12	1	1	1	1	4
13	1	1	1	2	4
14	1	1	1	2	4
15	1	1	1	2	
16	1	1	1	2	
17	1	1	1	2	
18	1	1	1	2	
19	1	1	1	2	
20	1	1	1	3	
21	1	1	1	3	
22	1	1	1	3	
23	1	1	1	3	
24	1	1	1	3	
25	1	1	1	3	
26	2	1	2	3	
27	3	1	3	4	
28	4	1	4	4	
29	5	1	5	4	
30	6	1	6	4	
31	7	1	7	4	
32	8	1	8	4	
33	9	1	9	4	
34	10	1	10	5	
35	11	1	11	5	
36	12	1	12	5	
37	13	1	13	5	
38	14	1	13	5	
39	15	1	14	5	
40	16	1	14	5	
41	17	1	15	6	
42	17	2	15	6	
43	18	3	16	6	
44	18	4	16	6	
45	19	5	17	6	
46	19	6	18	6	
47	20	7	19	6	
48	20	8	20	6	
49	21	9	21	6	
50	22	9	21	7	

51	23	9	21	7	
52	24	10	22	7	
53	25	10	22	7	
54	25	10	22	7	
55	26	11	23	7	
56	26	11	23	7	
57	27	11	23	7	
58	27	12	24		
59	28	12	24		
60	28	12	24		
61	29	13	25		
62	29	13	25		
63	29	14	26		
64	30	14	26		
65	30	15	26		
66	30	15	26		
67	31	16	27		
68	31	16	27		
69	31	17	27		
70	32	17	28		
71	32	17	28		
72	32	18	28		
73	33	18	29		
74	33	18	29		
75	34	19	29		
76	34	19	30		
77	35	19	30		
78	35	20	30		
79	36	20	31		
80	36	20	31		
81	37	21	31		
82	37	22			
83	38	23			
84	38	24			
85	39	25			
86	39	25			
87	40	25			
88	40	25			
89	41	26			
90	41	26			
91	42	26			
92	42	26			
93	43	27			
94	43	27			
95	44	27			
96	44	27			
97	45	28			
98	46	28			
99	47	28			
100	48	28			
101	49	29			
102	50	29			
103	51	29			
104	52	30			
105	53	30			
106	53	30			

107	53	30			
108	54	30			
109	54	31			
110	54	31			
111	55	31			
112	55	31			
113	55	31			
114	56	32			
115	56	32			
116	56	32			
117	57	32			
118	57	32			
119	58	33			
120	58	33			
121	59	33			

コ 医療職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	4
6	1	1	1	4
7	1	1	1	4
8	1	1	1	4
9	1	1	1	4
10	1	1	1	4
11	1	1	1	
12	1	1	1	
13	1	1	1	
14	1	1	1	
15	1	1	1	
16	1	1	1	
17	1	1	1	
18	1	1	1	
19	1	1	1	
20	1	1	1	
21	1	1	1	
22	1	2	1	
23	1	3	1	
24	1	4	2	
25	1	5	2	
26	1	6	2	
27	1	7	3	
28	1	8	3	
29	1	9	3	
30	1	10	3	
31	1	11	4	
32	1	12	4	
33	1	13	4	
34	2	14	5	
35	3	15	5	
36	4	16	5	
37	5	17	5	
38	6	18	5	
39	7	19	5	
40	8	20	5	
41	9	21	5	
42	10	21	5	
43	11	22	5	
44	12	22	5	
45	13	23	5	
46	13	23	5	
47	13	24	5	
48	14	24	5	
49	14	25	5	
50	14	25	5	

51	14	26	5	
52	15	26	5	
53	15	27	5	
54	15	27	5	
55	15	28	5	
56	16	28	5	
57	16	29	5	
58	16	29	5	
59	16	29	5	
60	17	30	5	
61	17	30	5	
62	17	30	5	
63	18	31	5	
64	18	31	5	
65	19	31	5	
66		32	5	
67		32	5	
68		32	5	
69		32	5	
70		32	5	
71		33	5	
72		33	5	
73		33	5	
74		33		
75		33		
76		34		
77		34		
78		34		
79		34		
80		34		
81		35		
82		35		
83		35		
84		35		
85		35		

ワ 医療職俸給表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2	1
23	3	3	11	3	3	3	1
24	4	4	12	4	4	4	1
25	5	5	13	5	5	5	1
26	6	6	14	6	6	5	1
27	7	7	15	7	7	6	1
28	8	8	16	8	8	6	1
29	9	9	17	9	9	7	1
30	10	10	18	10	10	7	1
31	11	11	19	11	11	8	1
32	12	12	20	12	12	8	1
33	13	13	21	13	13	9	1
34	14	14	22	14	14	9	1
35	15	15	23	15	15	9	1
36	16	16	24	16	16	9	1
37	17	17	25	17	17	9	1
38	18	18	26	18	18	9	
39	19	19	27	19	19	10	
40	20	20	28	20	20	10	
41	21	21	29	21	21	10	
42	22	22	30	22	21	10	
43	23	23	31	23	21	10	
44	24	24	32	24	22	10	
45	25	25	33	25	22	11	
46	25	26	34	25	22	11	
47	26	27	35	26	23	11	
48	26	28	36	26	23	11	
49	27	29	37	27	23	11	
50	27	30	38	27	24	11	

51	28	31	39	28	24	12	
52	28	32	40	28	24	12	
53	29	33	41	29	25	12	
54	29	34	42	29	25		
55	30	35	43	30	26		
56	30	36	44	30	26		
57	31	37	45	31	27		
58	31	38	46	31	27		
59	32	39	47	32	28		
60	32	40	48	32	28		
61	33	41	49	33	28		
62	33	42	50	33	28		
63	34	43	51	33	28		
64	34	44	52	34	29		
65	35	45	53	34	29		
66	35	46	54	34	29		
67	36	47	55	35	29		
68	36	48	56	35	29		
69	37	49	57	35	30		
70	37	49	57	36	30		
71	38	50	58	36	30		
72	38	50	58	36	30		
73	39	51	59	37	30		
74	39	51	59	37	31		
75	40	52	60	37	31		
76	40	52	60	37	31		
77	41	53	61	38	31		
78	41	53	61	38			
79	41	53	62	38			
80	42	54	62	38			
81	42	54	63	39			
82	42	54	63	39			
83	43	55	64	39			
84	43	55	64	39			
85	43	55	65	39			
86		56	66	40			
87		56	67	40			
88		56	68	40			
89		56	69	40			
90		56	69	40			
91		57	70	41			
92		57	70	41			
93		57	70	41			
94		57	70	41			
95		57	70	41			
96		58	70	42			
97		58	70	42			
98		58	70	42			
99		58	70	42			
100		58	70	42			
101		59	70	43			
102		59	70				
103		59	70				
104		59	70				
105		59	70				
106			70				

107			70				
108			70				
109			70				

カ 医療職俸給表(三)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22

51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		

107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					

163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

コ 福祉職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	1	6	1	2
19	1	1	7	1	3
20	1	1	8	1	4
21	1	1	9	1	5
22	1	1	10	2	5
23	1	1	11	3	6
24	1	1	12	4	6
25	1	1	13	5	7
26	1	2	14	6	7
27	1	3	15	7	8
28	1	4	16	8	8
29	1	5	17	9	9
30	2	6	18	10	9
31	3	7	19	11	10
32	4	8	20	12	10
33	5	9	21	13	11
34	6	10	22	14	11
35	7	11	23	15	12
36	8	12	24	16	12
37	9	13	25	17	13
38	10	14	25	18	13
39	11	15	26	19	13
40	12	16	26	20	13
41	13	17	27	21	14
42	13	18	27	22	14
43	14	19	28	23	14
44	14	20	28	24	14
45	15	21	29	25	15
46	15	22	29	26	15
47	16	23	30	27	15
48	16	24	30	28	15
49	17	25	31	29	15
50	17	26	31	29	15

51	18	27	32	30	15
52	18	28	32	30	15
53	19	29	33	31	15
54	19	30	33	31	15
55	20	31	33	32	15
56	20	32	34	32	16
57	21	33	34	33	16
58	22	34	34	33	16
59	23	35	35	34	16
60	24	36	35	34	16
61	25	37	35	35	16
62	25	38	36	35	16
63	26	39	36	36	16
64	26	40	36	36	16
65	27	41	37	37	16
66	27	42	37	37	
67	28	43	37	38	
68	28	44	37	38	
69	29	45	38	38	
70	29	46	38	38	
71	30	47	38	38	
72	30	48	38	38	
73	31	49	38	38	
74	31	50	38	38	
75	32	51	38	38	
76	32	52	39	38	
77	33	53	39	39	
78	33	53	39	39	
79	34	53	39	39	
80	34	54	39	39	
81	35	54	39	39	
82	35	54	39	39	
83	36	55	40	39	
84	36	55	40	39	
85	37	55	40	39	
86	38	56	40		
87	39	56	40		
88	40	56	40		
89	41	57	40		
90	41	57			
91	42	58			
92	42	58			
93	43	59			
94	43	59			
95	44	60			
96	44	60			
97	45	61			
98	45	62			
99	45	63			
100	46	64			
101	46	64			
102	46	64			
103	47	64			
104	47	64			
105	47	64			
106	48	64			

107	48	64			
108	48	64			
109	49	64			
110	49	64			
111	49	64			
112	49	64			
113	49	64			
114	50	64			
115	50	64			
116	50	64			
117	50	64			
118	50				
119	51				
120	51				
121	51				
122	51				
123	51				
124	52				
125	52				
126	52				
127	52				
128	52				
129	53				
130	53				
131	53				
132	54				
133	54				
134	54				
135	55				
136	55				
137	55				
138	55				
139	55				
140	55				
141	55				
142	55				
143	55				
144	55				
145	56				
146	56				
147	56				
148	56				
149	56				
150	56				
151	56				
152	56				
153	56				

タ 専門スタッフ職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	2	1
13	1	3	1
14	1	5	1
15	1	5	1
16	1	6	1
17	1	8	1
18	1	9	1
19	1	9	1
20	1	10	1
21	1	10	1
22	1	11	
23	1	11	
24	1		
25	1		
26	1		
27	1		
28	1		
29	1		
30	1		
31	1		
32	1		
33	1		
34	1		
35	1		
36	1		
37	1		
38	1		
39	1		
40	1		
41	1		
42	1		
43	1		
44	1		
45	1		
46	1		
47	1		
48	1		
49	1		
50	1		

51	1		
52	1		
53	1		
54	1		
55	1		
56	1		
57	1		
58	1		
59	1		
60	1		
61	1		
62	1		
63	1		
64	1		
65	1		

備考

これらの表の昇格後の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第七の二 降格時号俸対応表（第二十四条の二関係）

イ 行政職俸給表(一)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4	9
5	35	25	25	13	17	22	45	9	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9	
10	42	30	30	18	22	32			
11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	73			
19	51	39	39	27	31	73			
20	52	40	40	28	32	73			
21	54	41	41	29	33	73			
22	56	42	42	30	34	73			
23	58	43	43	31	35	73			
24	60	44	44	32	36	73			
25	62	45	45	33	37	73			
26	64	46	46	34	38	73			
27	66	47	47	35	39	73			
28	68	48	48	36	40	73			
29	71	49	49	37	42	73			
30	74	50	50	38	44	73			
31	77	51	51	39	46	73			
32	80	52	52	40	48	73			
33	83	54	53	41	50	73			
34	86	56	54	42	52	73			
35	89	58	55	43	54	73			
36	92	60	56	44	56	73			
37	93	61	59	45	58	73			
38	93	62	62	46	68	73			
39	93	63	65	47	80	73			
40	93	64	68	48	84	73			
41	93	66	71	49	85	73			
42	93	68	74	50	85	73			
43	93	70	77	51	85	73			
44	93	72	80	52	85	73			
45	93	77	84	53	85	73			
46	93	82	88	54	85				
47	93	87	95	55	85				
48	93	92	102	56	85				
49	93	97	109	57	85				
50	93	102	109	58	85				

51	93	107	109	59	85				
52	93	116	109	60	85				
53	93	125	109	61	85				
54	93	125	109	62	85				
55	93	125	109	63	85				
56	93	125	109	64	85				
57	93	125	109	65	85				
58	93	125	109	66	85				
59	93	125	109	67	85				
60	93	125	109	72	85				
61	93	125	109	77	85				
62	93	125	109	80	85				
63	93	125	109	81	85				
64	93	125	109	82	85				
65	93	125	109	83	85				
66	93	125	109	84	85				
67	93	125	109	85	85				
68	93	125	109	85	85				
69	93	125	109	85	85				
70	93	125	109	85	85				
71	93	125	109	85	85				
72	93	125	109	85	85				
73	93	125	109	85	85				
74	93	125	109	85					
75	93	125	109	85					
76	93	125	109	85					
77	93	125	109	85					
78	93	125	109	85					
79	93	125	109	85					
80	93	125	109	85					
81	93	125	109	85					
82	93	125	109	85					
83	93	125	109	85					
84	93	125	109	85					
85	93	125	109	85					
86	93	125							
87	93	125							
88	93	125							
89	93	125							
90	93	125							
91	93	125							
92	93	125							
93	93	125							
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							

107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93								
111	93								
112	93								
113	93								
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

ロ 行政職俸給表(二)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82
29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97
41	61	61	69	97
42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97
46	70	68	74	97
47	73	70	75	97
48	76	72	76	97
49	79	75	77	97
50	82	78	78	97

51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97
56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97
61	105	112	94	97
62	105	116	96	
63	105	137	98	
64	105	137	100	
65	105	137	101	
66	105	137	102	
67	105	137	103	
68	105	137	104	
69	105	137	106	
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	
75	105	137	129	
76	105	137	129	
77	105	137	129	
78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		
100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		
106	105	137		

107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		
125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

ハ 専門行政職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	37	21	17	17	12	1	1
2	38	22	18	18	17	2	2
3	39	23	19	19	21	3	3
4	40	24	20	20	28	4	9
5	41	25	21	22	45	9	9
6	42	26	22	24	45	9	9
7	43	27	23	26	45	9	9
8	44	28	24	28	45	9	9
9	45	29	25	30	45	9	
10	46	30	26	32			
11	47	31	27	34			
12	48	32	28	36			
13	50	33	29	40			
14	52	34	30	44			
15	54	35	31	55			
16	56	36	32	65			
17	57	37	33	65			
18	58	38	34	65			
19	59	39	35	65			
20	60	40	36	65			
21	62	42	37	65			
22	64	44	38	65			
23	66	46	39	65			
24	68	48	40	65			
25	70	50	41	65			
26	72	52	42	65			
27	74	54	43	65			
28	76	56	44	65			
29	79	59	47	65			
30	82	64	50	65			
31	85	69	53	65			
32	88	74	56	65			
33	90	77	58	65			
34	92	77	60	65			
35	93	77	62	65			
36	93	77	81	65			
37	93	77	81	65			
38	93	77	81	65			
39	93	77	81	65			
40	93	77	81	65			
41	93	77	81	65			
42	93	77	81	65			
43	93	77	81	65			
44	93	77	81	65			
45	93	77	81	65			
46	93	77	81				
47	93	77	81				
48	93	77	81				
49	93	77	81				
50	93	77	81				

51	93	77	81				
52	93	77	81				
53	93	77	81				
54	93	77	81				
55	93	77	81				
56	93	77	81				
57	93	77	81				
58	93	77	81				
59	93	77	81				
60	93	77	81				
61	93	77	81				
62	93	77	81				
63	93	77	81				
64	93	77	81				
65	93	77	81				
66	93	77					
67	93	77					
68	93	77					
69	93	77					
70	93	77					
71	93	77					
72	93	77					
73	93	77					
74	93	77					
75	93	77					
76	93	77					
77	93	77					
78		77					
79		77					
80		77					
81		77					

ニ 税務職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	29	21	21	9	13	17	13	1	1
2	30	22	22	10	14	18	17	2	2
3	31	23	23	11	15	19	20	3	3
4	32	24	24	12	16	20	27	4	9
5	33	25	25	13	17	21	45	9	9
6	34	26	26	14	18	22	45	9	9
7	35	27	27	15	19	23	45	9	9
8	36	28	28	16	20	24	45	9	9
9	37	29	29	17	21	25	45	9	
10	38	30	30	18	22	26			
11	39	31	31	19	23	27			
12	40	32	32	20	24	28			
13	44	33	33	21	25	29			
14	48	34	34	22	26	30			
15	52	35	35	23	27	31			
16	56	36	36	24	28	32			
17	61	37	37	25	29	33			
18	66	38	38	26	30	34			
19	71	39	39	27	31	35			
20	73	40	40	28	32	36			
21	73	42	41	29	33	37			
22	73	44	42	30	34	38			
23	73	46	43	31	35	39			
24	73	51	44	32	36	40			
25	73	56	46	33	37	42			
26	73	61	48	34	38	44			
27	73	65	50	35	39	46			
28	73	65	52	36	40	56			
29	73	65	53	37	41	67			
30	73	65	54	38	42	70			
31	73	65	55	39	43	73			
32	73	65	56	40	44	73			
33	73	65	59	41	45	73			
34	73	65	62	42	46	73			
35	73	65	66	43	47	73			
36	73	65	70	44	48	73			
37	73	65	74	45	51	73			
38	73	65	78	46	54	73			
39	73	65	81	47	57	73			
40	73	65	81	48	67	73			
41	73	65	81	49	79	73			
42	73	65	81	50	82	73			
43	73	65	81	51	85	73			
44	73	65	81	52	85	73			
45	73	65	81	53	85	73			
46	73	65	81	54	85				
47	73	65	81	55	85				
48	73	65	81	56	85				
49	73	65	81	57	85				
50	73	65	81	58	85				

51	73	65	81	59	85				
52	73	65	81	60	85				
53	73	65	81	61	85				
54	73	65	81	62	85				
55	73	65	81	63	85				
56	73	65	81	64	85				
57	73	65	81	65	85				
58	73	65	81	66	85				
59	73	65	81	67	85				
60	73	65	81	70	85				
61	73	65	81	71	85				
62	73	65	81	72	85				
63	73	65	81	73	85				
64	73	65	81	74	85				
65	73	65	81	75	85				
66		65	81	76	85				
67		65	81	77	85				
68		65	81	78	85				
69		65	81	79	85				
70		65	81	80	85				
71		65	81	81	85				
72		65	81	82	85				
73		65	81	83	85				
74		65	81	84					
75		65	81	85					
76		65	81	85					
77		65	81	85					
78		65	81	85					
79		65	81	85					
80		65	81	85					
81		65	81	85					
82			81	85					
83			81	85					
84			81	85					
85			81	85					

ホ 公安職俸給表(一)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸									
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	9	13	21	29	9	13	17	13	1	1
2	10	13	22	30	10	14	18	17	2	2
3	10	13	23	31	11	15	19	20	3	3
4	11	14	24	32	12	16	20	27	4	9
5	12	15	25	33	13	17	21	45	9	9
6	13	16	26	34	14	18	22	45	9	9
7	14	17	27	35	15	19	23	45	9	9
8	15	18	28	36	16	20	24	45	9	9
9	16	19	29	37	17	21	25	45	9	
10	17	20	30	38	18	22	26			
11	18	22	31	39	19	23	27			
12	19	23	32	40	20	24	28			
13	20	24	33	41	21	25	29			
14	21	25	34	42	22	26	30			
15	22	26	35	43	23	27	31			
16	23	27	36	44	24	28	32			
17	24	28	37	45	25	29	33			
18	25	30	38	46	26	30	34			
19	27	30	39	47	27	31	35			
20	28	32	40	48	28	32	36			
21	29	33	41	49	29	33	37			
22	29	34	42	50	30	34	38			
23	30	35	43	51	31	35	39			
24	31	36	44	52	32	36	40			
25	33	37	45	53	33	37	42			
26	33	38	46	54	34	38	44			
27	34	39	47	55	35	39	46			
28	35	40	48	56	36	40	56			
29	37	41	49	57	37	41	67			
30	38	42	50	58	38	42	70			
31	39	43	51	59	39	43	73			
32	40	44	52	60	40	44	73			
33	41	45	53	61	41	45	73			
34	42	46	54	62	42	46	73			
35	43	47	55	63	43	47	73			
36	44	48	56	64	44	48	73			
37	45	49	57	66	45	51	73			
38	46	50	58	68	46	54	73			
39	47	51	59	70	47	57	73			
40	48	52	60	72	48	67	73			
41	49	53	61	73	49	79	73			
42	50	54	62	74	50	82	73			
43	51	55	63	75	51	85	73			
44	52	56	64	76	52	85	73			
45	53	57	65	77	53	85	73			
46	54	58	66	78	54	85				
47	55	59	67	79	55	85				
48	56	60	68	80	56	85				
49	57	61	70	82	57	85				
50	58	62	72	84	58	85				

51	59	63	74	86	59	85				
52	60	64	76	88	60	85				
53	61	65	77	91	61	85				
54	62	66	78	94	62	85				
55	63	67	79	97	63	85				
56	64	68	80	100	64	85				
57	65	69	81	101	65	85				
58	66	70	82	102	66	85				
59	67	71	83	103	67	85				
60	68	72	84	112	70	85				
61	69	73	85	121	71	85				
62	70	74	86	121	72	85				
63	71	75	87	121	73	85				
64	72	76	88	121	74	85				
65	73	77	89	121	75	85				
66	74	78	90	121	76	85				
67	75	79	91	121	77	85				
68	76	80	92	121	78	85				
69	78	81	93	121	79	85				
70	80	82	94	121	80	85				
71	82	83	95	121	81	85				
72	84	84	96	121	82	85				
73	85	85	97	121	83	85				
74	86	86	98	121	84					
75	87	87	99	121	85					
76	88	88	100	121	85					
77	89	89	101	121	85					
78	90	90	102	121	85					
79	91	91	103	121	85					
80	92	92	104	121	85					
81	93	93	105	121	85					
82	94	94	106	121	85					
83	95	95	107	121	85					
84	96	96	108	121	85					
85	97	97	110	121	85					
86	98	98	112							
87	99	99	114							
88	100	100	116							
89	101	102	118							
90	102	104	120							
91	103	106	122							
92	104	108	132							
93	107	109	137							
94	110	110	138							
95	113	111	139							
96	116	112	141							
97	118	113	141							
98	120	114	141							
99	122	115	141							
100	124	116	141							
101	125	119	141							
102	125	122	141							
103	125	125	141							
104	125	128	141							
105	125	131	141							
106	125	134	141							

へ 公安職俸給表(二)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	29	21	21	9	13	17	13	1	1
2	30	22	22	10	14	18	17	2	2
3	31	23	23	11	15	19	20	3	3
4	32	24	24	12	16	20	27	4	9
5	33	25	25	13	17	21	45	9	9
6	34	26	26	14	18	22	45	9	9
7	35	27	27	15	19	23	45	9	9
8	36	28	28	16	20	24	45	9	9
9	37	29	29	17	21	25	45	9	
10	38	30	30	18	22	26			
11	39	31	31	19	23	27			
12	40	32	32	20	24	28			
13	42	33	33	21	25	29			
14	44	34	34	22	26	30			
15	46	35	35	23	27	31			
16	48	36	36	24	28	32			
17	50	37	37	25	29	33			
18	52	38	38	26	30	34			
19	54	39	39	27	31	35			
20	56	40	40	28	32	36			
21	57	41	41	29	33	37			
22	58	42	42	30	34	38			
23	59	43	43	31	35	39			
24	60	44	44	32	36	40			
25	62	46	45	33	37	42			
26	64	48	46	34	38	44			
27	66	50	47	35	39	46			
28	68	52	48	36	40	56			
29	69	53	49	37	41	67			
30	70	54	50	38	42	70			
31	71	55	51	39	43	73			
32	72	56	52	40	44	73			
33	74	58	54	41	45	73			
34	76	60	56	42	46	73			
35	78	62	58	43	47	73			
36	80	64	60	44	48	73			
37	81	65	62	45	51	73			
38	82	66	64	46	54	73			
39	83	67	66	47	57	73			
40	84	68	68	48	67	73			
41	86	72	72	49	79	73			
42	88	76	76	50	82	73			
43	89	80	81	51	85	73			
44	89	91	86	52	85	73			
45	89	101	91	53	85	73			
46	89	101	96	54	85				
47	89	101	97	55	85				
48	89	101	97	56	85				
49	89	101	97	57	85				
50	89	101	97	58	85				

51	89	101	97	59	85				
52	89	101	97	60	85				
53	89	101	97	61	85				
54	89	101	97	62	85				
55	89	101	97	63	85				
56	89	101	97	64	85				
57	89	101	97	65	85				
58	89	101	97	66	85				
59	89	101	97	67	85				
60	89	101	97	70	85				
61	89	101	97	71	85				
62	89	101	97	72	85				
63	89	101	97	73	85				
64	89	101	97	74	85				
65	89	101	97	75	85				
66	89	101	97	76	85				
67	89	101	97	77	85				
68	89	101	97	78	85				
69	89	101	97	79	85				
70	89	101	97	80	85				
71	89	101	97	81	85				
72	89	101	97	82	85				
73	89	101	97	83	85				
74	89	101	97	84					
75	89	101	97	85					
76	89	101	97	85					
77	89	101	97	85					
78	89	101	97	85					
79	89	101	97	85					
80	89	101	97	85					
81	89	101	97	85					
82	89	101	97	85					
83	89	101	97	85					
84	89	101	97	85					
85	89	101	97	85					
86	89	101							
87	89	101							
88	89	101							
89	89	101							
90	89	101							
91	89	101							
92	89	101							
93	89	101							
94	89	101							
95	89	101							
96	89	101							
97	89	101							
98	89								
99	89								
100	89								
101	89								

ト 海事職俸給表(一)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	21	21	17	22	41
2	22	22	22	18	24	41
3	23	23	23	19	26	41
4	24	24	24	20	28	41
5	25	25	25	21	31	41
6	26	26	26	22	34	41
7	27	27	27	23	37	41
8	28	28	28	24	40	41
9	29	29	30	25	46	41
10	30	30	32	26	52	41
11	31	31	34	27	58	41
12	32	32	36	28	61	41
13	35	33	38	29	61	41
14	38	34	40	30	61	
15	41	35	42	31	61	
16	44	36	44	32	61	
17	49	39	45	33	61	
18	54	42	46	34	61	
19	59	45	47	35	61	
20	64	48	48	36	61	
21	66	51	50	37	61	
22	68	55	52	38	61	
23	69	59	54	39	61	
24	69	63	56	40	61	
25	69	66	60	44	61	
26	69	68	64	48	61	
27	69	69	68	52	61	
28	69	69	72	56	61	
29	69	69	76	58	61	
30	69	69	82	60	61	
31	69	69	88	62	61	
32	69	69	94	67	61	
33	69	69	97	72	61	
34	69	69	97	77	61	
35	69	69	97	80	61	
36	69	69	97	81	61	
37	69	69	97	81	61	
38	69	69	97	81	61	
39	69	69	97	81	61	
40	69	69	97	81	61	
41	69	69	97	81	61	
42	69	69	97	81		
43	69	69	97	81		
44	69	69	97	81		
45	69	69	97	81		
46	69	69	97	81		
47	69	69	97	81		
48	69	69	97	81		
49	69	69	97	81		
50	69	69	97	81		

51	69	69	97	81		
52	69	69	97	81		
53	69	69	97	81		
54	69	69	97	81		
55	69	69	97	81		
56	69	69	97	81		
57	69	69	97	81		
58	69	69	97	81		
59	69	69	97	81		
60	69	69	97	81		
61	69	69	97	81		
62	69	69	97			
63	69	69	97			
64	69	69	97			
65	69	69	97			
66	69	69	97			
67	69	69	97			
68	69	69	97			
69	69	69	97			
70		69	97			
71		69	97			
72		69	97			
73		69	97			
74		69	97			
75		69	97			
76		69	97			
77		69	97			
78		69	97			
79		69	97			
80		69	97			
81		69	97			
82		69				
83		69				
84		69				
85		69				
86		69				
87		69				
88		69				
89		69				
90		69				
91		69				
92		69				
93		69				
94		69				
95		69				
96		69				
97		69				

チ 海事職俸給表(二)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	9	17	13	13	21
2	10	18	14	14	22
3	11	19	15	15	23
4	12	20	16	16	24
5	13	21	17	17	27
6	14	22	18	18	30
7	15	23	19	19	33
8	16	24	20	20	36
9	17	25	21	21	38
10	18	26	22	22	40
11	19	27	23	23	42
12	20	28	24	24	44
13	21	29	25	25	47
14	22	30	26	26	50
15	23	31	27	27	53
16	24	32	28	28	56
17	25	34	29	29	58
18	26	36	30	30	60
19	27	38	31	31	62
20	28	40	32	32	64
21	29	42	33	33	71
22	30	44	34	34	78
23	31	46	35	35	85
24	32	48	36	36	85
25	33	49	37	37	85
26	34	50	38	38	85
27	35	51	39	39	85
28	36	52	40	40	85
29	37	53	41	41	85
30	38	54	42	42	85
31	39	55	43	43	85
32	40	56	44	44	85
33	41	57	45	45	85
34	42	58	46	46	85
35	43	59	47	47	85
36	44	60	48	48	85
37	45	62	49	49	85
38	46	64	50	50	85
39	47	66	51	51	85
40	48	68	52	52	85
41	49	69	53	53	85
42	50	70	54	54	85
43	51	71	55	55	85
44	52	72	56	56	85
45	53	76	57	57	85
46	54	80	58	58	85
47	55	84	59	59	85
48	60	105	60	60	85
49	65	105	61	61	85
50	70	105	62	62	85

51	73	105	63	63	85
52	73	105	64	64	85
53	73	105	65	65	85
54	73	105	66	66	85
55	73	105	67	67	85
56	73	105	68	68	85
57	73	105	69	69	85
58	73	105	70	70	85
59	73	105	71	71	85
60	73	105	72	72	85
61	73	105	73	73	85
62	73	105	74	74	
63	73	105	75	75	
64	73	105	76	76	
65	73	105	77	77	
66	73	105	78	78	
67	73	105	79	79	
68	73	105	80	80	
69	73	105	81	81	
70	73	105	82	82	
71	73	105	83	83	
72	73	105	84	84	
73	73	105	85	85	
74	73	105	86	86	
75	73	105	87	87	
76	73	105	88	105	
77	73	105	89	105	
78	73	105	90	105	
79	73	105	91	105	
80	73	105	92	105	
81	73	105	93	105	
82	73	105	94	105	
83	73	105	95	105	
84	73	105	96	105	
85	73	105	97	105	
86	73	105	98		
87	73	105	99		
88	73	105	100		
89	73	105	101		
90	73	105	102		
91	73	105	103		
92	73	105	104		
93	73	105	105		
94	73	105	106		
95	73	105	107		
96	73	105	108		
97	73	105	109		
98	73	105	109		
99	73	105	109		
100	73	105	109		
101	73	105	109		
102	73	105	109		
103	73	105	109		
104	73	105	109		
105	73	105	109		
106		105			

107		105			
108		105			
109		105			

リ 教育職俸給表(一)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	33	17	16	1
2	34	18	24	2
3	35	19	32	3
4	36	20	40	17
5	37	22	50	17
6	38	24	58	17
7	39	26	71	17
8	40	28	73	17
9	41	29	73	
10	42	30	73	
11	43	31	73	
12	44	32	73	
13	45	33	73	
14	46	34	73	
15	47	35	73	
16	48	36	73	
17	50	37	73	
18	52	38		
19	54	39		
20	56	40		
21	59	41		
22	62	42		
23	65	43		
24	68	44		
25	70	45		
26	72	46		
27	74	47		
28	76	48		
29	78	49		
30	80	50		
31	82	51		
32	84	52		
33	87	53		
34	90	54		
35	93	55		
36	96	56		
37	100	57		
38	104	58		
39	108	59		
40	114	60		
41	120	62		
42	126	64		
43	129	66		
44	129	68		
45	129	72		
46	129	93		
47	129	93		
48	129	93		
49	129	93		
50	129	93		

51	129	93		
52	129	93		
53	129	93		
54	129	93		
55	129	93		
56	129	93		
57	129	93		
58	129	93		
59	129	93		
60	129	93		
61	129	93		
62	129	93		
63	129	93		
64	129	93		
65	129	93		
66	129	93		
67	129	93		
68	129	93		
69	129	93		
70	129	93		
71	129	93		
72	129	93		
73	129	93		
74	129			
75	129			
76	129			
77	129			
78	129			
79	129			
80	129			
81	129			
82	129			
83	129			
84	129			
85	129			
86	129			
87	129			
88	129			
89	129			
90	129			
91	129			
92	129			
93	129			

ヌ 教育職俸給表(二)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸	
	1 級	2 級
1	13	37
2	13	38
3	13	39
4	15	40
5	16	41
6	17	42
7	19	43
8	20	44
9	21	45
10	22	46
11	23	47
12	24	48
13	25	49
14	26	50
15	27	51
16	28	52
17	29	53
18	30	54
19	31	55
20	32	56
21	33	57
22	34	58
23	35	59
24	36	60
25	38	61
26	40	62
27	42	63
28	44	64
29	48	66
30	52	68
31	56	70
32	60	72
33	62	73
34	64	74
35	66	75
36	68	76
37	71	77
38	74	78
39	77	79
40	80	80
41	82	81
42	84	82
43	86	83
44	88	84
45	91	85
46	94	86
47	97	87
48	100	88
49	104	89
50	108	90

51	112	91
52	116	92
53	122	94
54	128	96
55	134	98
56	140	100
57	141	101
58	141	102
59	141	103
60	141	104
61	141	105
62	141	106
63	141	107
64	141	125
65	141	125
66	141	125
67	141	125
68	141	125
69	141	125
70	141	125
71	141	125
72	141	125
73	141	125
74	141	125
75	141	125
76	141	125
77	141	125
78	141	125
79	141	125
80	141	125
81	141	125
82	141	125
83	141	125
84	141	125
85	141	125
86	141	
87	141	
88	141	
89	141	
90	141	
91	141	
92	141	
93	141	
94	141	
95	141	
96	141	
97	141	
98	141	
99	141	
100	141	
101	141	
102	141	
103	141	
104	141	
105	141	
106	141	

107	141	
108	141	
109	141	
110	141	
111	141	
112	141	
113	141	
114	141	
115	141	
116	141	
117	141	
118	141	
119	141	
120	141	
121	141	
122	141	
123	141	
124	141	
125	141	

ル 研究職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	25	41	25	12	1
2	26	42	26	19	2
3	27	43	27	26	3
4	28	44	28	33	14
5	29	45	29	40	14
6	30	46	30	49	14
7	31	47	31	57	14
8	32	48	32	57	14
9	33	51	33	57	
10	34	54	34	57	
11	35	57	35	57	
12	36	60	36	57	
13	37	62	38	57	
14	38	64	40	57	
15	39	66	42		
16	40	68	44		
17	42	71	45		
18	44	74	46		
19	46	77	47		
20	48	80	48		
21	49	81	51		
22	50	82	54		
23	51	83	57		
24	52	84	60		
25	54	88	62		
26	56	92	66		
27	58	96	69		
28	60	100	72		
29	63	103	75		
30	66	108	78		
31	69	113	81		
32	72	118	81		
33	74	121	81		
34	76	121	81		
35	78	121	81		
36	80	121	81		
37	82	121	81		
38	84	121	81		
39	86	121	81		
40	88	121	81		
41	90	121	81		
42	92	121	81		
43	94	121	81		
44	96	121	81		
45	97	121	81		
46	98	121	81		
47	99	121	81		
48	100	121	81		
49	101	121	81		
50	102	121	81		

51	103	121	81		
52	104	121	81		
53	107	121	81		
54	110	121	81		
55	113	121	81		
56	116	121	81		
57	118	121	81		
58	120	121			
59	121	121			
60	121	121			
61	121	121			
62	121	121			
63	121	121			
64	121	121			
65	121	121			
66	121	121			
67	121	121			
68	121	121			
69	121	121			
70	121	121			
71	121	121			
72	121	121			
73	121	121			
74	121	121			
75	121	121			
76	121	121			
77	121	121			
78	121	121			
79	121	121			
80	121	121			
81	121	121			
82	121				
83	121				
84	121				
85	121				
86	121				
87	121				
88	121				
89	121				
90	121				
91	121				
92	121				
93	121				
94	121				
95	121				
96	121				
97	121				
98	121				
99	121				
100	121				
101	121				
102	121				
103	121				
104	121				
105	121				
106	121				

107	121				
108	121				
109	121				
110	121				
111	121				
112	121				
113	121				
114	121				
115	121				
116	121				
117	121				
118	121				
119	121				
120	121				
121	121				

コ 医療職俸給表(一)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	33	21	23	1
2	34	22	26	2
3	35	23	30	3
4	36	24	33	10
5	37	25	73	10
6	38	26	73	10
7	39	27	73	10
8	40	28	73	10
9	41	29	73	
10	42	30	73	
11	43	31		
12	44	32		
13	47	33		
14	51	34		
15	55	35		
16	59	36		
17	62	37		
18	64	38		
19	65	39		
20	65	40		
21	65	42		
22	65	44		
23	65	46		
24	65	48		
25	65	50		
26	65	52		
27	65	54		
28	65	56		
29	65	59		
30	65	62		
31	65	65		
32	65	70		
33	65	75		
34	65	80		
35	65	85		
36	65	85		
37	65	85		
38	65	85		
39	65	85		
40	65	85		
41	65	85		
42	65	85		
43	65	85		
44	65	85		
45	65	85		
46	65	85		
47	65	85		
48	65	85		
49	65	85		
50	65	85		

51	65	85		
52	65	85		
53	65	85		
54	65	85		
55	65	85		
56	65	85		
57	65	85		
58	65	85		
59	65	85		
60	65	85		
61	65	85		
62	65	85		
63	65	85		
64	65	85		
65	65	85		
66	65	85		
67	65	85		
68	65	85		
69	65	85		
70	65	85		
71	65	85		
72	65	85		
73	65	85		
74	65			
75	65			
76	65			
77	65			
78	65			
79	65			
80	65			
81	65			
82	65			
83	65			
84	65			
85	65			

ワ 医療職俸給表(二)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	21	21	13	21	21	21	37
2	22	22	14	22	22	22	37
3	23	23	15	23	23	23	37
4	24	24	16	24	24	24	37
5	25	25	17	25	25	26	37
6	26	26	18	26	26	28	37
7	27	27	19	27	27	30	37
8	28	28	20	28	28	32	37
9	29	29	21	29	29	38	37
10	30	30	22	30	30	44	37
11	31	31	23	31	31	50	37
12	32	32	24	32	32	53	37
13	33	33	25	33	33	53	37
14	34	34	26	34	34	53	37
15	35	35	27	35	35	53	37
16	36	36	28	36	36	53	37
17	37	37	29	37	37	53	37
18	38	38	30	38	38	53	37
19	39	39	31	39	39	53	37
20	40	40	32	40	40	53	37
21	41	41	33	41	43	53	37
22	42	42	34	42	46	53	
23	43	43	35	43	49	53	
24	44	44	36	44	52	53	
25	46	45	37	46	54	53	
26	48	46	38	48	56	53	
27	50	47	39	50	58	53	
28	52	48	40	52	63	53	
29	54	49	41	54	68	53	
30	56	50	42	56	73	53	
31	58	51	43	58	77	53	
32	60	52	44	60	77	53	
33	62	53	45	63	77	53	
34	64	54	46	66	77	53	
35	66	55	47	69	77	53	
36	68	56	48	72	77	53	
37	70	57	49	76	77	53	
38	72	58	50	80	77		
39	74	59	51	85	77		
40	76	60	52	90	77		
41	79	61	53	95	77		
42	82	62	54	100	77		
43	85	63	55	101	77		
44	85	64	56	101	77		
45	85	65	57	101	77		
46	85	66	58	101	77		
47	85	67	59	101	77		
48	85	68	60	101	77		
49	85	70	61	101	77		
50	85	72	62	101	77		

51	85	74	63	101	77		
52	85	76	64	101	77		
53	85	79	65	101	77		
54	85	82	66	101			
55	85	85	67	101			
56	85	90	68	101			
57	85	95	70	101			
58	85	100	72	101			
59	85	105	74	101			
60	85	105	76	101			
61	85	105	78	101			
62	85	105	80	101			
63	85	105	82	101			
64	85	105	84	101			
65	85	105	85	101			
66	85	105	86	101			
67	85	105	87	101			
68	85	105	88	101			
69	85	105	90	101			
70	85	105	109	101			
71	85	105	109	101			
72	85	105	109	101			
73	85	105	109	101			
74	85	105	109	101			
75	85	105	109	101			
76	85	105	109	101			
77	85	105	109	101			
78	85	105	109				
79	85	105	109				
80	85	105	109				
81	85	105	109				
82	85	105	109				
83	85	105	109				
84	85	105	109				
85	85	105	109				
86	85	105	109				
87	85	105	109				
88	85	105	109				
89	85	105	109				
90	85	105	109				
91	85	105	109				
92	85	105	109				
93	85	105	109				
94	85	105	109				
95	85	105	109				
96	85	105	109				
97	85	105	109				
98	85	105	109				
99	85	105	109				
100	85	105	109				
101	85	105	109				
102	85	105					
103	85	105					
104	85	105					
105	85	105					
106		105					

107		105					
108		105					
109		105					

カ 医療職俸給表(三)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	29	13	21	25	21
2	17	30	14	22	26	22
3	17	31	15	23	27	23
4	18	32	16	24	28	24
5	19	33	17	25	29	25
6	20	34	18	26	30	26
7	21	35	19	27	31	27
8	22	36	20	28	32	28
9	24	37	21	29	33	29
10	25	38	22	30	34	30
11	26	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57
27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	85	57
33	49	61	45	53	85	57
34	50	62	46	54	85	57
35	51	63	47	55	85	57
36	52	64	48	56	85	57
37	53	65	49	57	85	57
38	54	66	50	58	85	57
39	55	67	51	59	85	57
40	56	68	52	60	85	57
41	58	69	53	61	85	57
42	60	70	54	62	85	
43	62	71	55	63	85	
44	64	72	56	64	85	
45	65	73	57	66	85	
46	66	74	58	68	85	
47	67	75	59	70	85	
48	68	76	60	72	85	
49	69	77	61	73	85	
50	70	78	62	74	85	

51	71	79	63	75	85	
52	72	80	64	76	85	
53	73	81	65	78	85	
54	74	82	66	80	85	
55	75	83	67	82	85	
56	76	84	68	84	85	
57	77	85	69	86	85	
58	78	86	70	88		
59	79	87	71	90		
60	80	88	72	94		
61	81	89	73	98		
62	82	90	74	102		
63	83	91	75	106		
64	84	92	76	108		
65	86	93	77	109		
66	88	94	78	109		
67	90	95	79	109		
68	92	96	80	109		
69	93	97	81	109		
70	94	98	82	109		
71	95	99	83	109		
72	96	100	84	109		
73	97	101	85	109		
74	98	102	86	109		
75	99	103	87	109		
76	100	104	88	109		
77	102	107	89	109		
78	104	110	90	109		
79	106	113	91	109		
80	108	116	92	109		
81	113	120	94	109		
82	118	124	96	109		
83	123	128	98	109		
84	128	132	100	109		
85	131	135	101	109		
86	134	140	102			
87	137	145	103			
88	140	150	106			
89	144	153	109			
90	148	153	112			
91	152	153	115			
92	156	153	118			
93	159	153	121			
94	162	153	121			
95	165	153	121			
96	168	153	121			
97	169	153	121			
98	169	153	121			
99	169	153	121			
100	169	153	121			
101	169	153	121			
102	169	153	121			
103	169	153	121			
104	169	153	121			
105	169	153	121			
106	169	153	121			

107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				
113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

ヨ 福祉職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	29	25	13	21	17
2	30	26	14	22	18
3	31	27	15	23	19
4	32	28	16	24	20
5	33	29	17	25	22
6	34	30	18	26	24
7	35	31	19	27	26
8	36	32	20	28	28
9	37	33	21	29	30
10	38	34	22	30	32
11	39	35	23	31	34
12	40	36	24	32	36
13	42	37	25	33	40
14	44	38	26	34	44
15	46	39	27	35	55
16	48	40	28	36	65
17	50	41	29	37	65
18	52	42	30	38	65
19	54	43	31	39	65
20	56	44	32	40	65
21	57	45	33	41	65
22	58	46	34	42	65
23	59	47	35	43	65
24	60	48	36	44	65
25	62	49	38	45	65
26	64	50	40	46	65
27	66	51	42	47	65
28	68	52	44	48	65
29	70	53	46	50	65
30	72	54	48	52	65
31	74	55	50	54	65
32	76	56	52	56	65
33	78	57	55	58	65
34	80	58	58	60	65
35	82	59	61	62	65
36	84	60	64	64	65
37	85	61	68	66	65
38	86	62	75	76	65
39	87	63	82	85	65
40	88	64	89	85	65
41	90	65	89	85	65
42	92	66	89	85	65
43	94	67	89	85	65
44	96	68	89	85	65
45	99	69	89	85	65
46	102	70	89	85	
47	105	71	89	85	
48	108	72	89	85	
49	113	73	89	85	
50	118	74	89	85	

51	123	75	89	85	
52	128	76	89	85	
53	131	79	89	85	
54	134	82	89	85	
55	144	85	89	85	
56	153	88	89	85	
57	153	90	89	85	
58	153	92	89	85	
59	153	94	89	85	
60	153	96	89	85	
61	153	97	89	85	
62	153	98	89	85	
63	153	99	89	85	
64	153	117	89	85	
65	153	117	89	85	
66	153	117	89		
67	153	117	89		
68	153	117	89		
69	153	117	89		
70	153	117	89		
71	153	117	89		
72	153	117	89		
73	153	117	89		
74	153	117	89		
75	153	117	89		
76	153	117	89		
77	153	117	89		
78	153	117	89		
79	153	117	89		
80	153	117	89		
81	153	117	89		
82	153	117	89		
83	153	117	89		
84	153	117	89		
85	153	117	89		
86	153	117			
87	153	117			
88	153	117			
89	153	117			
90	153				
91	153				
92	153				
93	153				
94	153				
95	153				
96	153				
97	153				
98	153				
99	153				
100	153				
101	153				
102	153				
103	153				
104	153				
105	153				
106	153				

107	153				
108	153				
109	153				
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				

タ 専門スタッフ職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前 日に受けていた 号俸	降 格 後 の 号 俸		
	1 級	2 級	3 級
1	65	11	21
2	65	12	21
3	65	13	21
4	65	13	
5	65	15	
6	65	16	
7	65	16	
8	65	17	
9	65	19	
10	65	21	
11	65	23	
12	65	23	
13	65	23	
14	65	23	
15	65	23	
16	65	23	
17	65	23	
18	65	23	
19	65	23	
20	65	23	
21	65	23	
22	65		
23	65		

備考

これらの表の降格後の号俸欄中「1 級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第七の三 専門スタッフ職俸給表異動時号俸対応表（第二十九条関係）

異動した日の前 日に受けていた 号俸	異 動 後 の 号 俸			
	行政職俸給表(→)6級 から専門スタッフ職 俸給表1級への異動	行政職俸給表(→)7級 から専門スタッフ職 俸給表2級への異動	行政職俸給表(→)8級 から専門スタッフ職 俸給表2級への異動	行政職俸給表(→)9級 から専門スタッフ職 俸給表3級への異動
1	1	1	12	9
2	2	1	14	12
3	3	1	15	14
4	4	1	17	15
5	5	1	19	17
6	6	1	20	18
7	7	1	21	19
8	8	1	22	20
9	9	2	23	21
10	10	2		
11	11	3		
12	12	3		
13	13	3		
14	14	4		
15	15	4		
16	16	4		
17	17	5		
18	18	5		
19	19	5		
20	20	6		
21	21	6		
22	22	6		
23	23	6		
24	24	7		
25	25	7		
26	26	7		
27	27	7		
28	28	7		
29	29	8		
30	30	8		
31	31	8		
32	32	8		
33	33	8		
34	34	9		
35	35	9		
36	36	9		
37	37	9		
38	38	9		
39	39	9		
40	40	9		
41	41	9		
42	42	9		
43	43	10		
44	44	10		
45	45	10		
46	46			
47	47			
48	48			
49	49			
50	49			

51	50			
52	50			
53	51			
54	51			
55	52			
56	52			
57	53			
58	53			
59	54			
60	54			
61	55			
62	55			
63	56			
64	56			
65	57			
66	58			
67	59			
68	60			
69	61			
70	62			
71	63			
72	64			
73	65			

別表第七の四 昇給号俸数表（第三十七条関係）

イ 行政職俸給表(一) 7 級以下職員等昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8 以上	6	4 (海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの、医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの又は福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級であるものにあつては、3)	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備考

- 1 この表は、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの、第 38 条の 2 各号に掲げる職員及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上であるものの以外の職員に適用する。
- 2 この表に定める上段の号俸数は給与法第 8 条第 8 項第 1 号に掲げる職員以外の職員に、この表に定める下段の号俸数は同号に掲げる職員に適用する。

ロ 行政職俸給表(一) 8 級以上職員等昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	2	1	0	0	0

備考

この表は、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び第 38 条の 2 各号に掲げる職員に適用する。

ハ 専門スタッフ職俸給表 2 級職員昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	5 以上	3	1	0	0

備考

この表は、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級であるものに適用する。

ニ 専門スタッフ職俸給表 3 級職員昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	5 以上	3	0	0	0

備考

この表は、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級であるものに適用する。

ホ 専門スタッフ職俸給表4級職員昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	1	0	0	0	0

備考

この表は、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものに適用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（切替日における昇格、降格又は専門スタッフ職俸給表へ異動した職員の号俸の特例）

第二条 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）に昇格、降格又は専門スタッフ職俸給表へ異動（以下この条において「昇格等」という。）した職員（指定職俸給表から専門スタッフ職俸給表へ異動した職員を除く。）については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして規則九―八第二十三条、第二十四条の二又は第二十九条の規定を適用する。

（行政職俸給表(二)又は海事職俸給表(二)の適用を受ける職員の初任給に関する経過措置）

第三条 切替日以後に新たに職員となり、行政職俸給表(二)の適用を受ける者（規則九―八別表第二の行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第一項第二号及び第三号並びに第二項各号に掲げる者を除く。）又は海事職俸給表(二)の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が規則九―八別表第三の

学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号俸の決定に関し必要な事項は、人事院が定める。

（選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号俸の調整）

第四条 切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者で規則九―八第十一条第四項の規定により職務の級を決定されたものその他人事院の定めるこれに準ずる者の切替日における号俸については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（雑則）

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事院が定める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―二四―二一

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
-----	-----

(届出)

第三条 職員は、新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、人事院が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならぬ。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

一・二 (略)

三 第十五条第一項第三号又は第四号の職員たる要件を欠くに至つた場合

(確認及び決定)

第四条 各庁の長は、職員から前条の規定による

(届出)

第三条 職員は、新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、人事院が定める様式の通勤届により、その通勤の実情をすみやかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならぬ。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

一・二 (略)

(新設)

(確認及び決定)

第四条 各庁の長は、職員から前条の規定による

届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）

（以下「定期券」という。）の提示又は第十五

条第一項第三号若しくは第四号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するとき
は、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2
（略）

（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第六条 普通交通機関等（給与法第十二条第三項

届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）

（以下「定期券」という。）の提示を求める等

の方法により確認し、その者が給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2
（略）

（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第六条 普通交通機関等（新幹線鉄道等及び橋等

に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第八条 給与法第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第八条 給与法第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一〇三 (略)

2 (略)

(併用者の区分及び支給額)

第八条の三 給与法第十二条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員
(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ

一〇三 (略)

2 (略)

(併用者の区分及び支給額)

第八条の三 給与法第十二条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員
(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ

利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額

利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額

三 （略）

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第十条 給与法第十二条第三項の人事院規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するもの

二 給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額

三 （略）

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第十条 給与法第十二条第三項の人事院規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には官署を異にする異動又は在勤する官署

とした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第十一条 給与法第十二条第三項の人事院規則で定める住居は、官署を異にする異動又は在勤する官署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第十一条 給与法第十二条第三項の人事院規則で定める住居は、官署を異にする異動又は在勤する官署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人

事院がこれに準ずると認める住居とする。

一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経

路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経

路に変更が生じるときの当該転居後の住居で

あつて次に掲げるもの

イ 給与法第十二条第三項本文に規定する直

前の住居から通勤する場合に利用する新幹

線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロ

において「旧最寄り駅等」という。）と、

当該転居後の住居から通勤する場合に利用

する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる

駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」とい

（新設）

（新設）

う。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、人事院がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（削る）

（新設）

（新幹線鉄道等の利用の基準）

第十二条 給与法第十二条第三項及び第四項の人事院規則で定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る
通勤手当の額の算出の基準)

第十二条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等
に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等
の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認めら
れる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤
の経路及び方法により算出するものとする。

2 第七条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る
特別料金等に係る通勤手当の額の算出について
準用する。

はその利用により得られる通勤事情の改善がこ
れに相当すると人事院が認めるものであること
とする。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基
準)

第十三条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、
運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済
的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用
する場合における通勤の経路及び方法により算
出するものとする。

2 第七条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手
当の額の算出について準用する。

第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、
給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料
金等相当額（第十六条第四項において「特別料
金等相当額」という。）の算出について準用す
る。この場合において、第八条第一項中「普通
交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」
と、同項第一号及び第二号中「普通交通機関
等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二
号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、
同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは
「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、
給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料
金等の額の二分の一に相当する額の算出につい
て準用する。この場合において、第八条第一項
中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄
道等の」と、同項第一号中「普通交通機関等」
とあるのは「新幹線鉄道等」と、同号イ中「価
額」とあるのは「価額の二分の一に相当する
額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあ
るのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあ
るのは「特別料金等の額の二分の一に相当す
る」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあ
るのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとす

(俸給表の適用の直前の住居に相当する住居)

第十三条 給与法第十二条第四項の人事院規則で定める住居は、俸給表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経

路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経

路に変更が生じるときの当該転居後の住居で

あつて次に掲げるもの

る。

(俸給表の適用の直前の住居に相当する住居)

第十四条 給与法第十二条第四項の人事院規則で定める住居は、俸給表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居とする。

(新設)

(新設)

イ 給与法第十二条第四項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、人事院がこれ

らに準ずる住居であると認めるもの

(権衡職員等の範囲)

第十四条 給与法第十二条第四項の任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものとする。

(新設)

(権衡職員等の範囲)

第十五条 給与法第十二条第四項の任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員は、人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が

一 新たに俸給表の適用を受ける職員となつた

者（檢察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となつた者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつた者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤

六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものとする。

（新設）

（新設）

することとなつたことに伴い、通勤の实情に
変更を生ずる職員

第十五条 給与法第十二条第四項の同条第三項の
規定による通勤手当を支給される職員との権衡
上必要があると認められるものとして人事院規
則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄
道等の利用により通勤事情の改善が認められる
ものに限る。）とする。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与
法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる
職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の
発生の直前の住居（特定住居を含む。）から
の通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その

第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の
規定による通勤手当を支給される職員との権衡
上必要があると認められるものとして人事院規
則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与
法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる
職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該
事由の発生の日以後に転居する場合におい
て、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路

利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線

(削る)

イ|
(略)

(削る)

ロ|
(略)

二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と

鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ| 法第六十条の二第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ|
(略)

ハ| 官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされたこと。

ニ|
(略)

二 配偶者（配偶者のない職員にあつては、満

同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあつて

は、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い单身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

三 職員又は配偶者の官署を異にする異動又は
在勤する官署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満十八歳に

十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い单身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

（新設）

達する日以後の最初の三月三十一日までの間
にある子を養育するため、職員及び配偶者の
通勤を考慮した地域の住居に転居した職員
で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に
当該地域へ転居する場合における当該日以後
の転居後の住居を含む。）からの通勤のた
め、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る
特別料金等を負担することを常例とするもの
（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するもの
とした場合における通勤距離が六十キロメー
トル以上又は通勤時間が九十分以上であり、
かつ、当該子の養育を行っているものに限
る。）

四 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成

（新設）

九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上又は通勤時間が九十分以上あ

り、かつ、当該父母の介護を行つてゐるものに限る。）

五（略）

2 前項第一号及び第二号において「特定住居」

とは、同項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生又は同項第二号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

三（略）

（新設）

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と

新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る
経路の距離が六十キロメートルの範囲内に
ある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、人事院がこれ
らに準ずる住居であると認めるもの

(削る)

(給与法第十二条第五項に規定する官署)

第十七条 給与法第十二条第五項の人事院規則で
定める官署は、次に掲げる官署とする。

一 中部国際空港又は関西国際空港の区域に所
在する勤務官署

二 住居を得ることが著しく困難である島に準
ずる区域に所在する官署で人事院の定めるも
の

(削る)

(給与法第十二条第五項に規定する職員)

第十七条の二 給与法第十二条第五項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 給与法第十二条第一項第一号又は第八条の三第二号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円以下である職員

二 第八条の三第一号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額及び給与法第十二条第二項第二号に定める額の合計額が五万五千円以下である職員

三 第八条の三第三号に掲げる職員

(橋等に係る通勤手当の額の算出の基準)

(削る)

第十八条 橋等に係る通勤手当の額の算出を行う区間は、島等への交通に利用する橋等の区間及びそれに連続する区間で通常の運賃に加算される運賃を負担することとなるもの並びに当該橋等の利用に係る料金を負担することとなる区間とする。

2 第六条及び第七条の規定は、橋等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、給与法第十二条第五項第一号に規定する特別運賃等の額に相当する額の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、同項

(支給日等)

第十六条 通勤手当は、支給単位期間(第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下この条、第十八条第二項第二号及び第二十一条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の俸給の支給定日(その月が俸給の月額の半額ずつを月二回に

第一号中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、「運賃等」とあるのは「特別運賃等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第十八条の二 通勤手当は、支給単位期間(第四項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第二十条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の俸給の支給定日(その月が俸給の月額を半額ずつを月二回に支給する月であ

支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給定日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日にあたる時は、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日ではない日を含む。）に新たに俸給表の適用を受けない日を含む。）に新たに俸給表の適用を受け

る場合にあつては、先の俸給の支給定日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

ることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）
をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当を
その際支給する。

3
(略)

4 給与法第十二条第六項の人事院規則で定める
通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等
(第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを
除く。)、給与法第十二条第二項第二号に定め
る額(第八条の三第二号に掲げる職員に係るも
のを除く。)及び特別料金等相当額をその支給
単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等
が二以上ある場合においては、その合計額)の
合計額(第十八条第二項において「一箇月当た

3
(略)

4 給与法第十二条第六項の人事院規則で定める
通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、
同項の人事院規則で定める期間は、当該通勤手
当の区分に応じ、当該各号に定める期間とす
る。

りの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与法第十二条第六項の人事院規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（削る）

一 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして給与法第十二条第二項第一号に定める額（同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項第一号に定める額を負担しないものとした場合における同条第二項第一号に定める額。次号において同じ。）の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、一箇月当たりの運賃

(削る)

(削る)

等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二　職員が給与法第十二条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三　職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、給与法第十二条第三項

(支給の始期及び終期)

第十七条 (略)

(返納の事由及び額等)

第十八条 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員につ

第一号に規定する一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額（第十九条の二第三項第一号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）の合計額が二万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

第十九条 (略)

(返納の事由及び額等)

第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員

いて生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣

について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣

され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、又は法第十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十条第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四（略）

2

給与法第十二条第七項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当

され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、又は法第十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十九条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四（略）

2

普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与法第十二条第七項の人事院規則で定める額は、次

該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手

の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び給与法第十二条第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が五万五千元以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五

当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事院の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ロ（略）

千円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事院の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ロ（略）

二 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事院の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

（削る）

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 五万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第十八条の二第四項第一号又は第二号に

ロ|
(略)

(削る)

ハ|
(略)

掲げる通勤手当を支給されている場合（ハに掲げる場合を除く。） 五万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数に乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事院の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

3|

新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る給与法第十二条第七項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

める額とする。

- 一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額
(二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。)が二万円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ ロに掲げる場合以外の場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、
-

その者の利用する全ての新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額（次号において「払戻金二分の一相当額」という。）

ロ 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 人事院の定める額

二 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額

等が二万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 二万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第十八条の二第四項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ハに掲げる場合を除く。） 二万円に事由発生月の翌月

(削る)

から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額及び人事院の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ハ 前号ロに掲げる場合 人事院の定める額

4 橋等に係る通勤手当に係る給与法第十二条第

七項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 第一項第二

号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る橋等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての橋等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額

二 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 人事院の定める額

5 | 給与法第十二条第七項の規定により職員に前三項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の俸給の支給

3 | 給与法第十二条第七項の規定により職員に前三項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義

務者が同一であるときは、人事院の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第十九条 給与法第十二条第八項に規定する人事院規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
- イ ロに掲げる場合以外の場合 普通交通機

義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第十九条の三 給与法第十二条第八項に規定する人事院規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
- イ ロに掲げる場合以外の場合 普通交通機

関等又は新幹線鉄道等における定期券の通
用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当
する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に
係る特別料金等に係る通勤手当を支給され
ている場合であつて、普通交通機関等に係
る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が
一体として発行されているときにおける当
該普通交通機関等にあつては、当該新幹線
鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤
手当に係る支給単位期間に相当する期間

ロ（略）

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的
かつ合理的であると認められる普通交通機関

関等、新幹線鉄道等又は橋等における定期
券の通用期間のうちそれぞれ最も長いもの
に相当する期間。ただし、新幹線鉄道等又
は橋等に係る通勤手当を支給されている場
合であつて、普通交通機関等に係る定期券
及び新幹線鉄道等又は橋等に係る定期券が
一体として発行されているときにおける当
該普通交通機関等にあつては、当該新幹線
鉄道等又は橋等に係る通勤手当に係る支給
単位期間に相当する期間

ロ（略）

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的
かつ合理的であると認められる普通交通機関

等若しくは新幹線鉄道等又は第八条第一項第三号の人事院の定める普通交通機関等 一箇月

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に

等、新幹線鉄道等若しくは橋等又は第八条第一項第三号の人事院の定める普通交通機関等 一箇月

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の

準じて支給単位期間を定めることができる。

一〇五 (略)

第二十条 支給単位期間は、第十七条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3 (略)

(支給できない場合)

第二十一条 (略)

(雑則)

第二十二条 (略)

規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一〇五 (略)

第十九条の四 支給単位期間は、第十九条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3 (略)

(支給できない場合)

第二十条 (略)

(雑則)

第二十一条 (略)

附則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の給与法（以下の項において「改正前の給与法」という。）第十二条第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の規則九―二四（以下この項において「改正前の規則九―二四」という。）第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等（改正前の規則九―二四第六条に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この条において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。））、同項第二号に規定する額（改正前の規則九―二四第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第八項に規定する支給単位期間をいう。）

次項において同じ。）の月数で除して得た額（二以上の新幹線鉄道等（同条第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第二号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が十五万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則九―二四第十八条の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

一 普通交通機関等及び改正前の給与法第十二条第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が五万五千円を超える場合のものに限る。）

二 改正前の給与法第十二条第三項第一号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

三 改正前の給与法第十二条第五項第一号に規定する橋等に係る通勤手当

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当（同項第三号に掲げる通勤手当を除く。）を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各

月における当該各号に定める額（一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

一 前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から五万五千円を減じて得た額

二 前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から当該一箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超える場合にあつては、二万円）を減じて得た額

（権衡職員等に関する経過措置）

第三条 この規則による改正後の規則九―二四（次条及び附則第五条において「改正後の規則九―二四」という。）第十三条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

第四条 改正後の規則九―二四第十四条の規定は、施行日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

第五条 改正後の規則九―二四第十五条第一項第三号及び第四号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第六条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）		別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）	
一（略）		一（略）	
二 給与		二 給与	
人事管理文書の区分	（略）	人事管理文書の区分	（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
人事管理文書の例	（略）	人事管理文書の例	（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
保存期間	（略）	保存期間	（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
保存期間 満了時の措置	（略）	保存期間 満了時の措置	（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
規則九― 八（初任 給、昇 格、昇給 等の基 準）	規則九― 八（初任 給、昇 格、昇給 等の基 準）	規則九― 八（初任 給、昇 格、昇給 等の基 準）	規則九― 八（初任 給、昇 格、昇給 等の基 準）
規則九― 二四（通 勤手当）	規則九― 二四（通 勤手当）	規則九― 二四（通 勤手当）	規則九― 二四（通 勤手当）
第三条の通勤届	第三条の通勤届	第三条の通勤届	第三条の通勤届
通勤届	通勤届	通勤届	通勤届
届出に係 る要件を 具備しな くなる日	届出に係 る要件を 具備しな くなる日	届出に係 る要件を 具備しな くなる日	届出に係 る要件を 具備しな くなる日
廃棄	廃棄	廃棄	廃棄

規則九―三〇（特殊勤務手当）					
	(略)	第四条第二項の通勤手当認定簿	第四条第一項の要件の具備を証明する書類		
	(略)	通勤手当認定簿	新幹線鉄道等に係る特例の支給要件を具備するかを確認するための書類		
	(略)	支給要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	に係る特 定日以後 六年	確認に係 る要件を 具備しな くなる日 に係る特 定日以後 六年	
(略)					

規則九―三〇（特殊勤務手当）					
	(略)	第四条第二項の通勤手当認定簿			
	(略)	通勤手当認定簿			
	(略)	支給要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	に係る特 定日以後 六年		
(略)					

備考 三〽二十 一〽五	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 三〽二十 一〽五	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(人事院規則一―七九の一部改正)

第七条 人事院規則一―七九(国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
附則 (削る) 第九条及び第十条 削除	附則 (改正後の人事院規則九―二四における暫定再任用職員に関する経過措置) 第九条 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員であつて、規則九―二四第十六

条第一号に規定する常例にあるものは、給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員とする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定による採用（令和五年旧法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧法第八十一条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条

第一項若しくは第五条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定による採用（法第八十一条の六第一項の規定により退職した日（法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項若しくは第五条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第十条 令和三年改正法附則第四条第二項又は第

五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第六十条の二第一項の規定により採用された職員に対する第十三条の規定による改正後の規則九―二四第十六条の規定の適用については、同条第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十号）附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―三四―三四

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（支給官職） 第二条 給与法第十条の四第一項第一号に規定する官職は、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員	（支給官職） 第二条 給与法第十条の四第一項第一号に規定する官職は、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員

の官職で次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる官職以外の官職で規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―四九（地域手当）（以下この項において「旧規則九―四九」という。）別表第一に掲げる地域以外の地域に所在する官署（旧規則九―四九別表第二に掲げる官署を除く。）に置かれるもの又は旧規則九―四九第三条の規定により地域手当の級地が五級地、六級地若しくは七級地とされていた地域に所在する官署（当該級地が一級地、二級

の官職で次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる官職以外の官職で給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域以外の地域に所在する官署（同項の人事院規則で定める官署を除く。）に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の級地が五級地、六級地若しくは七級地とされる地域に所在する官署（当該級地が一級地、二級地、三級地又は四級地とされる官署を除く。）若しくは当該級地が五級地、六級地若しくは七級地とされる官署に置かれる官職

地、三級地又は四級地とされていた官署を除く。）若しくは当該級地が五級地、六級地若しくは七級地とされていた官署に置かれる官職

四 旧規則九―四九第三条の規定により地域手当の級地が四級地とされていた地域に所在する官署（当該級地が一級地、二級地又は三級地とされていた官署を除く。）又は当該級地が四級地とされていた官署に置かれる官職

五 旧規則九―四九第三条の規定により地域手当の級地が一級地、二級地若しくは三級地とされていた地域に所在する官署又は当該級地が一級地、二級地若しくは三級地とされていた

四 給与法第十一条の三の規定による地域手当の級地が四級地とされる地域に所在する官署（当該級地が一級地、二級地又は三級地とされる官署を除く。）又は当該級地が四級地とされる官署に置かれる官職

五 給与法第十一条の三の規定による地域手当の級地が一級地、二級地若しくは三級地とされる地域に所在する官署又は当該級地が一級地、二級地若しくは三級地とされる官署に置

た官署に置かれる官職

2・3 (略)

かれる官職

2・3 (略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―四〇―六三

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（一時差止処分の手続） 第六条の三 各庁の長（給与法第七条に規定する	（一時差止処分の手続） 第六条の三 各庁の長（その委任を受けた者を含

各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、給与法第十九条の六第一項（給与法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で人事院に通知しなければならない。

（勤勉手当の成績率）

第十三条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一

む。以下同じ。）は、給与法第十九条の六第一項（給与法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で人事院に通知しなければならない。

（勤勉手当の成績率）

第十三条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一

項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評価が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の百二十四以上百分の三百十五以下（給

項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評価が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 月に支給する場合には百分の百二十一・五

与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十八以上百分の三百七十五以下）

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百十二・五以上百分の百二十四未満（特定管理職員にあつては、百

以上百分の二百五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十五・五以上百分の二百四十五以下）、十二月に支給する場合には百分の百二十六・五以上百分の二百十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百五十・五以上百分の二百五十五以下）

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の百十以上百分の百二十一・五未満（特定管

分の百三十三・五以上百分の百四十八未満）

ハ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ニの人事院の定める職員を除く。） 百分の百一（特定管理職員にあつては、百分の百二十一）

理職員にあつては、百分の百三十一以上百分の百四十五・五未満）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の百二十六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十六以上百分の百五十・五未満）

ハ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ニの人事院の定める職員を除く。） 百分の百に支給する場合には百分の九十八・五（特定管理職員にあつては、百分の百十

二 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十二・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十一・五以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

八・五）、十二月に支給する場合には百分の百三・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十三・五）

二 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百九以下）、十二月に支給する場合には百分の九十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十四以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百三十八以上百分の三百十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十五以上百分の三百七十五以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の百十七以上百分の百三十八未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十七以上百分の百八十五

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の百三十五・五以上百分の二百十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十二・五以上百分の二百八十二以下）、十二月に支給する場合には百分の百四十・五以上百分の二百二十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十七・五以上百分の二百九十二以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の百十四・五以上百分の百三十五・五未満（特定管理職員にあつては、百

未満)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の九十六（特

定管理職員にあつては、百分の百十一）

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の八十七・五

以下（特定管理職員にあつては、百分の百

一・五以下）

分の百四十四・五以上百分の百八十二・五

未満）、十二月に支給する場合には百分の

百十九・五以上百分の百四十・五未満（特

定管理職員にあつては、百分の百四十九・

五以上百分の百八十七・五未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 六月に支給する場

合には百分の九十三・五（特定管理職員に

あつては、百分の百八・五）、十二月に支

給する場合には百分の九十八・五（特定管

理職員にあつては、百分の百十三・五）

ニ 前号ニに掲げる職員 六月に支給する場

合には百分の八十五以下（特定管理職員に

あつては、百分の九十九以下）、十二月に

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

百分の百十三・七五以上百分の二百十

二・五以下（事務次官、会計検査院事務総

長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内

庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者

庁長官及びこども家庭庁長官にあつては、

百分の百六・二五）

支給する場合には百分の九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百四以下）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

六月に支給する場合には百分の百十二・

五以上百分の二百十以下（事務次官、会計

検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法

制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁

長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官

（以下このイにおいて「事務次官等」とい

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階

である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の百・二五

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階

う。）にあつては、百分の百五）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の二百十五以下（事務次官等にあつては、百分の百七・五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 六月に支給する場合には百分の九十九、十二月に支給する場合には百分の百一・五

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階

である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十一・七五以下

四 任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用

を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五以下

である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合 には百分の九十・五以下、十二月に支給する場合 には百分の九十三以下

（新設）

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の
段階以上である職員のうち勤務成績が良好
な職員並びに直近の業績評価の全体評語が
「良好」の段階である職員及び基準日以前
における直近の人事評価の結果がない職員
(ハの人事院の定める職員を除く。) 百
分の七十七・五

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十
分」の段階以下である職員及び基準日以前
六箇月以内の期間において懲戒処分を受け
た職員その他の人事院の定める職員 百分
の七十一以下

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員であ

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員であ

つて、次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 前項第四号に掲げる職員のうち、直近の業績評価の全体評語を付された時において、人事評価政令第六条第二項第一号又は第二号に掲げる職員であつた職員 前項第四号イ及びロ中「「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同号ロ中「「良好」」とあるのは「中位」と、同号ハ中「「やや不十分」の段階以下」とあるのは「下位の段階」とする。

つて、次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）
（新設）

3 (略)

4 第一項の場合において、直近の業績評価の全体評価が「優良」の段階以上又は上位の段階である職員のうち当該全体評価が同じ段階である職員について同項第一号イからハまで及び第二号イからハまで（当該全体評価が「優良」の段階である職員にあつては、同項第一号イ及び第二号イを除く。）、同項第三号イ又はロ並びに第四号イ又はロのいずれに該当するかを定めるとき並びに当該職員の成績率を定めるとき並びに直近の業績評価の全体評価が「やや不十分」の段階以下又は下位の段階である職員のうち当該全体評価が同じ段階である職員の成績率を定

3 (略)

4 第一項の場合において、直近の業績評価の全体評価が「優良」の段階以上又は上位の段階である職員のうち当該全体評価が同じ段階である職員について同項第一号イからハまで及び第二号イからハまで（当該全体評価が「優良」の段階である職員にあつては、同項第一号イ及び第二号イを除く。）並びに同項第三号イ又はロのいずれに該当するかを定めるとき並びに当該職員の成績率を定めるとき並びに直近の業績評価の全体評価が「やや不十分」の段階以下又は下位の段階である職員のうち当該全体評価が同じ段階である職員の成績率を定めるときは、これ

めるときは、これらの職員の直近の業績評価の全体評価が付された理由、人事評価政令第六条第一項に規定する個別評価及び当該個別評価が付された理由その他参考となる事項を考慮するものとする。

5
(略)

第十三条の二 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によること

らの職員の直近の業績評価の全体評価が付された理由、人事評価政令第六条第一項に規定する個別評価及び当該個別評価が付された理由その他参考となる事項を考慮するものとする。

5
(略)

第十三条の二 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によること

が著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることが出来る。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の五十一・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十一・五以上）

が著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることが出来る。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の五十・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十・二五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十二・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十

二・七五以上)

ロ 直近の業績評価の全体評価が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の四十八（特定管理職員にあつては、百分の五十八）

ハ 直近の業績評価の全体評価が「やや不十

ロ 直近の業績評価の全体評価が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 六・七五に支給する場合には百分の四十六・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十六・七五）、十二月に支給する場合には百分の四十九・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十九・二五）

ハ 直近の業績評価の全体評価が「やや不十

分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の四十六以下（特定管理職員にあつては、百分の五十六以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の五十四・五
以上（特定管理職員にあつては、百分の六

分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の四十四・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十四・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十七・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十七・二五以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場合に百分の五十三・二五以上（特定管理

十九以上)

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の四十六（特定管理職員にあつては、百分の五十三）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の四十四以下（特定管理職員にあつては、百分の五十一以下）

職員にあつては、百分の六十七・七五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十五・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の七十・二五以上）

ロ 前号ロに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の四十四・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十一・七五）、十二月に支給する場合には百分の四十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十四・二五）

ハ 前号ハに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の四十二・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の四十九・七五以

2 (略) 3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「からハまで及び第二号イからハまで（当該全体評語が「優良」の段階である職員にあつては、同項第一号イ及び第二号イを除く。）」、同項第三号イ又はロ並びに第四号イ又はロ」とあるのは、「又はロ及び第二号イ又はロ」と読み替えるものとする。	下）、十二月に支給する場合には百分の四十五・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十二・二五以下） 2 (略) 3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「からハまで及び第二号イからハまで（当該全体評語が「優良」の段階である職員にあつては、同項第一号イ及び第二号イを除く。）並びに同項第三号イ又はロ」とあるのは、「又はロ及び第二号イ又はロ」と読み替えるものとする。
--	--

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―四九―五七

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように

改める。

改正後	改正前
（給与法第十一条の七の規定による地域手当） 第十一条 給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた第二条に規定する地域若しくは官署又は第四条に規定する空港の区域（以下この条、次条及び第十条第一項第二号において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、地域手当支給	（給与法第十一条の七の規定による地域手当） 第十一条 給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた第二条に規定する地域若しくは官署又は第四条に規定する空港の区域（以下この条及び次条において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、地域手当支給地域等又は第六条に規

地域等又は第六条に規定する官署（以下この条及び次条において「特別移転官署」という。）に引き続き六箇月を超えて在勤して

たとき（法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であつて同条第一項の規定による採用の前日に地域手当支給地域等又は特別移転官署に在勤をしていたものにあつては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に地域手当支給地域等又は特別移転官署に在勤していた期間とを合算した期間が六箇月を超えることとなるときを含む。）。

定する官署（以下この条及び次条において「特別移転官署」という。）に引き続き六箇月を超えて在勤していたとき。

二 検察官であつた者、給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（以下「行政執行法人職員等」という。）であつた者又は港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十九第一項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七十八条第一項に規定する国派遣職員（以下「国派遣職員」という。）であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在

二 検察官であつた者、給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（以下「行政執行法人職員等」という。）であつた者又は港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十九第一項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七十八条第一項に規定する国派遣職員（以下「国派遣職員」という。）であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在

勤していた地域手当支給地域等に俸給表の適用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、俸給表の適用を受けることとなつた日（以下「適用日」という。）前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたとき、地域手当支給地域等又は特別移転官署に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるとき（定年前再任用短時間勤務職員で

勤していた地域手当支給地域等に俸給表の適用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、俸給表の適用を受けることとなつた日（以下「適用日」という。）前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたとき、当該地域手当支給地域等に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるとき。

あつて法第六十条の二第一項の規定による採用の前日に俸給表の適用を受ける職員（当該地域、官署若しくは空港の区域を異にする異動又は当該在勤する官署の移転の日前六箇月以内に検察官、行政執行法人職員等若しくは国派遣職員から人事交流等により引き続き当該俸給表の適用を受ける職員となつたものに限る。）として勤務していたものにあつては、適用日前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を同項の採用の日前から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していた

ものとした場合に、地域手当支給地域等又は特別移転官署に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるときを含む。）。

三 前二号に掲げるもののほか、前二号に掲げるものとの権衡上必要がある場合として人事院が定める場合

三 検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者又は国派遣職員であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に俸給表の適用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、適用日前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務

2 給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 前項第一号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から六箇月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日まで
の間（次号において「対象期間」という。）

2 給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

（前号に該当するときを除く。）。

していた期間を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、地域手当支給地域等又は特別移転官署に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるとき

一 前項第一号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から六箇月をさかのぼった日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間（第三号において「対象期間」と

に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転官署を除く。）若しくは特別移転官署（同日に在勤していたものを除く。）に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合又はみなし特例支給割合（給与法第十一条の七第二項第一号に規定するみなし特例支給割合をいう。次号及び次条において同じ。）のうち最も低い割合

二 前項第二号に掲げる場合 適用日前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、

いう。）に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転官署を除く。）若しくは特別移転官署（同日に在勤していたものを除く。）に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合又はみなし特例支給割合（給与法第十一条の七第二項第一号に規定するみなし特例支給割合をいう。第三号及び次条において同じ。）のうち最も低い割合

二 前項第二号に掲げる場合 当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合又は第四条各号に定める割合

当該異動若しくは移転の日の前日に在勤して
いた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤
していたこととなる当該地域手当支給地域等
以外の地域手当支給地域等（特別移転官署を
除く。）若しくは特別移転官署（同日に在勤
していたものを除く。）に係る給与法第十一
条の三第二項各号に定める割合若しくは第四
条各号に定める割合又はみなし特例支給割合
のうち最も低い割合

三 前項第三号に掲げる場合 別に人事院が定
める割合

三 前項第三号に掲げる場合 適用日前の検察
官、行政執行法人職員等又は国派遣職員とし
て勤務していた期間を俸給表の適用を受ける
職員として勤務していたものとした場合に、

当該異動若しくは移転の日の前日に在勤して
いた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤
していたこととなる当該地域手当支給地域等
以外の地域手当支給地域等（特別移転官署を
除く。）若しくは特別移転官署（同日に在勤
していたものを除く。）に係る給与法第十一
条の三第二項各号に定める割合若しくは第四
条各号に定める割合又はみなし特例支給割合
のうち最も低い割合

第十二条 給与法第十一条の七第二項の人事院規
則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 職員がその在勤する官署を異にする異動又
はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤

第十二条 給与法第十一条の七第二項の人事院規
則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 職員がその在勤する官署を異にする異動又
はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤

していた特別移転官署に引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等（当該異動又は移転の日から一年を経過するまでの間においてみなし特例支給割合又は給与法第十条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合が同日の前日に在勤していた特別移転官署に係るみなし特例支給割合以上となる特別移転官署又は地域手当支給地域等に限る。以下この号において同じ。）に引き続き六箇月を超えて在勤していたとき

（定年前再任用短時間勤務職員であつて法第

していた特別移転官署に引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等（当該異動又は移転の日から一年を経過するまでの間においてみなし特例支給割合又は給与法第十条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合が同日の前日に在勤していた特別移転官署に係るみなし特例支給割合以上となる特別移転官署又は地域手当支給地域等に限る。）に引き続き六箇月を超えて在勤していたとき。

六十条の二第一項の規定による採用の前日に当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等に在勤をしていたものにあつては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が六箇月を超えることとなるときを含む。）。

二 検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者又は国派遣職員であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者がその在勤する官署を異にす

二 検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者又は国派遣職員であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者がその在勤する官署を異にす

る異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた特別移転官署に俸給表の適用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、適用日前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等（当該異動又は移転の日から一年を経過するまでの間においてみなし特例支給割合又は給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合が同日の

る異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた特別移転官署に俸給表の適用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、適用日前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等（当該異動又は移転の日から一年を経過するまでの間においてみなし特例支給割合又は給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合が同日の

前日に在勤していた特別移転官署に係るみなし特例支給割合以上となる特別移転官署又は地域手当支給地域等に限る。以下この号において同じ。）に引き続き六箇月を超えて在勤

していたこととなるとき（定年前再任用短時間勤務職員であつて法第六十条の二第一項の規定による採用の前日に俸給表の適用を受ける職員（当該官署を異にする異動又は当該在勤する官署の移転の日前六箇月以内に検察官、行政執行法人職員等若しくは国派遣職員から人事交流等により引き続き当該俸給表の適用を受ける職員となつたものに限る。）として勤務していたものにあつては、適用日前

前日に在勤していた特別移転官署に係るみなし特例支給割合以上となる特別移転官署又は地域手当支給地域等に限る。）に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるとき。

の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を同項の採用の日前から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるときを含む。）。

三 前二号に掲げるもののほか、前二号に掲げるものとの権衡上必要がある場合として人事院が定める場合

第十三条 （略）

（新設）

第十三条 （略）

2 給与法第十一条の七第三項の異動等に準ずる

ものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第六十条の二第一項の規定による採用

(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限り。)をされること。

二 前号に掲げるもののほか、人事院が定めるもの

第十四条 給与法第十一条の七第三項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員とは、次の各号のいずれかに該当する職員をいうものとする。

(新設)

第十四条 給与法第十一条の七第三項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員とは、次の各号のいずれにも該当する職員で、適用日前二年以内の検察官又は行政執行法人職員

等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。第二号において同じ。）を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものとする。

一 人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となつた者であること。

一 人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となつた者であり、かつ、適用日前三年以内の検察官又は行政執行法人職員等として勤務していた期間に第二条に規定する地域において勤務していた職員（適用日前三年以内の期間において、かつて俸給表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等によ

り引き続き検察官又は行政執行法人職員等となつたものにあつては、当該期間に同条に規定する地域又は官署において勤務していた者）のうち、適用日前三年以内の検察官又は行政執行法人職員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。）を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に給与法第十一条の七第一項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者

二 前条第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、当該異動等に準ず

二 適用日前二年以内の検察官又は行政執行法人職員等として勤務していた期間に第二条に

るものがあつた日の前日に地域手当支給地域等において勤務していた者で、当該異動等に準ずるものを給与法第十一条の七第一項に規定する異動等とみなした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者

三 前条第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員で、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に給与法第十一条の七第一項の規定による地域手当を支給されていたもの又は前号に掲げる職員として同条第三項の規定による地域手当を支給されていたもの

規定する地域において勤務していた者（適用日前二年以内の期間において、かつて俸給表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き検察官又は行政執行法人職員等となつたものにあつては、当該期間に同条に規定する地域又は官署において勤務していた者）であること。

（新設）

のうち、当該異動等に準ずるものがあつた日
前から引き続き勤務していたものとした場合
に、これらの項の規定による地域手当の支給
要件を具備することとなる者

四 前条第二項第二号に掲げる異動等に準ずる

ものがあつた職員のうち、前三号に規定する
職員との権衡上必要がある職員として人事院
が認める者

2

前項第一号から第三号までに規定する職員に
支給する地域手当の額及び支給期間は、同項第
一号から第三号までの場合に具備することとな
る給与法第十一条の七第一項の支給要件に基づ
き、同項の規定により支給されることとなる額

(新設)

2

前項に規定する職員に支給する地域手当の額
及び支給期間は、同項の場合に具備することと
なる給与法第十一条の七第一項の支給要件に基
づき、同項の規定により支給されることとなる
額及び期間とする。

及び期間とし、前項第四号に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間については、別に人事院が定める。

3
(略)

(削る)

(雑則)

第十六条・第十七条 (略)

附則

3
(略)

(支給地域等の見直し)

第十六条 給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域及び同条第二項の地域手当の級地については、十年ごとに見直すのを例とする。

(雑則)

第十七条・第十八条 (略)

附則

(給与法第十一条の三の規定による地域手当の

(削る)

支給割合

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の三第三項各号の人事院規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- | | | |
|---|-----|-------|
| 一 | 一級地 | 百分の二十 |
| 二 | 二級地 | 百分の十六 |
| 三 | 三級地 | 百分の十五 |
| 四 | 四級地 | 百分の十二 |
| 五 | 五級地 | 百分の十 |

(削る)

(削る)

六 六級地 百分の六

七 七級地 百分の三

(給与法第十一条の五の規定による地域手当の支給割合)

第三条 平成二十六年改正法附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の五の人事院規則で定める割合は、百分の十六とする。

(平成三十年十月一日までの間における給与法第十一条の七の規定による地域手当に関する経過措置)

第四条 平成三十年十月一日までの間における第十一条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場

合（同項の異動等前の支給割合に係る人事院規則で定める場合にあつては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から六箇月を遡った日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域、官署又は空港の区域に係る給与法第十一条の第三項各号に定める割合又は給与法第十一条の四の人事院規則で定める割合が改定されたとき（次項において「支給割合の改定の場合」という。）及び次に掲げる場合）と、同条第二項第一号中「前項第一号に掲げる場合」とあるのは「支給割合の改定の場合及び前項第一号に掲

「以下この項において」と、「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」と、同項第二号及び第三号中「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」とする。

（雑則）

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置

「以下この項において」と、「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」と、同項第二号及び第三号中「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」とする。

（雑則）

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に必要な経過措置

（雜則）

五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に必要なる経過措置

は、人事院が定める。

別表第一（第二条、第三条関係）

栃木県	茨城県					宮城県	北海道	支給地域
	市	浦市 龍ヶ崎市 牛久	四水戸市 日立市 土	三取手市 守谷市	二つくば市	一次の各号に掲げる地域以外の地域	仙台市 多賀城市	札幌市
五級地			四級地	三級地	二級地	五級地	四級地	五級地

別表第一（第二条、第三条関係）

茨城県					宮城県			北海道	都道府県
古河市 ひたちなか市	龍ヶ崎市	水戸市 日立市 土浦市	牛久市	守谷市	取手市 つくば市	名取市	仙台市	多賀城市	札幌市
六級地		五級地	四級地	三級地	二級地	七級地	六級地	五級地	七級地

千葉県			埼玉県			群馬県	
三 市 川 市 船 橋 市 松	二 千 葉 市 成 田 市 袖 ヶ 浦 市 印 西 市	一 次 の 各 号 に 掲 げ る 地 域 以 外 の 地 域	市	三 川 越 市 東 松 山 市 上 尾 市 朝 霞 市 坂 戸	二 さい たま 市 志 木 市 和 光 市	一 次 の 各 号 に 掲 げ る 地 域 以 外 の 地 域	前 橋 市 高 崎 市 太 田 市
四級地	三級地	五級地		四級地	三級地	五級地	五級地

埼玉県					群馬県		栃木県					
川越市 川口市 行田市	坂戸市	東松山市 朝霞市	さいたま市 志木市	和光市	前橋市 太田市 渋川市	高崎市	真岡市	栃木市 鹿沼市 小山市	野市	宇都宮市 大田原市 下	笠間市 鹿嶋市 筑西市	神栖市
六級地	五級地	四級地	三級地	二級地	七級地	六級地		七級地		六級地	七級地	

山梨県	石川県	富山県	神奈川県		東京都		
甲府市	金沢市	富山市	二 横浜市 川崎市 藤 沢市 厚木市	一 次号に掲げる地域以 外の地域	二 特別区	一 次号に掲げる地域以 外の地域	戸市 佐倉市 柏市 市原市 富津市 浦安 市
五級地	五級地	五級地	二級地	三級地	一級地	二級地	

千葉県							
市川市 松戸市 佐倉市	船橋市 浦安市	千葉市 成田市	袖ヶ浦市 印西市	熊谷市	葛飾郡杉戸町	川町 比企郡鳩山町 北	郷市 幸手市 比企郡滑 市 入間市 久喜市 三 草加市 越谷市 戸田
五級地	四級地	三級地	二級地	七級地			所沢市 飯能市 加須 市 春日部市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市

三重県		愛知県		静岡県			岐阜県	長野県
二 四日市市 鈴鹿市	一 次号に掲げる地域以 外の地域	二 名古屋市 刈谷市 豊田市 豊明市	一 次号に掲げる地域以 外の地域	三 静岡市	二 裾野市	一 次の各号に掲げる地 域以外の地域	岐阜市	長野市 松本市 塩尻市
四級地	五級地	三級地	四級地	四級地	三級地	五級地	五級地	五級地

東京都							
市 昭島市 東村山市	八王子市 青梅市 府中	多摩市	分寺市 狛江市 清瀬市	市 小平市 日野市 国 武蔵野市 調布市 町田	特別区	市 木更津市 君津市 八街	市原市 富津市 野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡 酒々井町 印旛郡栄町
	三級地			二級地	一級地	七級地	六級地

滋賀県		京都府	大阪府		兵庫県	
一次号に掲げる地域以外 の地域	二 大津市 草津市 栗 東市		一次号に掲げる地域以外 の地域	二 大阪市 吹田市	一次の各号に掲げる地 域以外の地域	二 西宮市 芦屋市 宝 塚市
五級地	四級地	四級地	三級地	二級地	五級地	三級地
三 神戸市 尼崎市 明						四級地

神奈川県										
国立市 福生市 稲城市 西東京市	立川市 東大和市	三鷹市 あきる野市	東久留米市	武蔵村山市	横浜市 川崎市 厚木市	鎌倉市	相模原市 藤沢市	横須賀市 平塚市 小田 原市 茅ヶ崎市 大和市	三浦市 秦野市 三浦郡	葉山町 中郡二宮町
	四級地	五級地	六級地	七級地	二級地	三級地	四級地	五級地	六級地	

福岡県	香川県	広島県		岡山県	和歌山県	奈良県		
一 次号に掲げる地域以	高松市	二 広島市	一 次号に掲げる地域以 外の地域	岡山市 倉敷市	和歌山市 橋本市	二 奈良市 大和郡山市 天理市	一 次号に掲げる地域以 外の地域	石市 伊丹市 川西市 三田市
五級地	五級地	四級地	五級地	五級地	五級地	四級地	五級地	

岐阜県			長野県		山梨県		福井県	石川県	富山県	新潟県		
市	加茂市	大垣市	岐阜市	伊那市	長野市	塩尻市	南アルプス市	甲府市	福井市	金沢市	富山市	新潟市
	各務原市	多治見市										
	可児	美濃										
		七級地	六級地		七級地	六級地	七級地	六級地	七級地	七級地	七級地	七級地

外の地域	二 福岡市 春日市 福
	津市 四級地

愛知県				静岡県		
江南市 田原市 弥富市	南市 安城市 犬山市	市 豊川市 津島市 碧	岡崎市 瀬戸市 春日井	市	西尾市 知多市 みよし	名古屋市 豊明市
			六級地		五級地	三級地
				刈谷市 豊田市		二級地
				川市 藤枝市 袋井市		
				市 富士市 焼津市 掛		
				浜松市 三島市 富士宮		七級地
				御殿場市		六級地
				静岡市 沼津市 磐田市		

京都府		滋賀県			三重県							
京都市	京田辺市	長浜市 東近江市	彦根市 守山市 甲賀市	大津市 草津市 栗東市	名張市 伊賀市	津市 桑名市 亀山市	四日市市	鈴鹿市	郡飛島村	常滑市 小牧市 海部	豊橋市 一宮市 半田市	西春日井郡豊山町
五級地	四級地	七級地	六級地	五級地	七級地	六級地	五級地	四級地			七級地	

大阪府																		
宇治市 亀岡市 向日市	六級地	木津川市	二級地	大阪市 守口市	池田市 高槻市 大東市	三級地	門真市	豊中市 吹田市 寝屋川市	四級地	市 箕面市 羽曳野市	堺市 枚方市 茨木市	五級地	八尾市 柏原市 東大阪	市 交野市	岸和田市 泉大津市 泉	六級地	佐野市 富田林市 河内	長野市 和泉市 藤井寺

奈良県		兵庫県									
奈良市	天理市	市	姫路市	明石市	三田市	尼崎市	神戸市	西宮市	郡太子町	南郡熊取町	市
大和郡山市			加古川市	赤穂市		伊丹市		芦屋市	泉南郡岬町	泉南郡田尻	阪南市
			三木			川西市		宝塚市	南河内		泉
五級地	四級地		七級地	六級地		五級地	四級地	三級地			

香川県		徳島県	山口県	広島県			岡山県	和歌山県			
坂出市	高松市	徳島市 鳴門市 阿南市	周南市	芸郡坂町	三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	広島市	岡山市	和歌山市 橋本市	桜井市 宇陀市	芝市 北葛城郡王寺町	大和高田市 橿原市 香六級地
七級地	六級地	七級地	七級地		七級地	五級地	七級地	六級地	七級地		六級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和七年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

福岡県				
長崎県	福岡市	春日市	福津市	五級地
	太宰府市	糸島市	糟屋	六級地
	郡新宮町	糟屋郡粕屋町		
	北九州市	筑紫野市	糟	七級地
	屋郡宇美町			
長崎市				七級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

別表第二（第二条、第三条関係）

第二条の官署は民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して、人事院が適当であると認める官署とし、第三条の級地は当該官署ごとに人事院が定める級地とする。

（削る）

（削る）

別表第二（第二条、第三条関係）

第二条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第三条の級地は当該官署の区分に応じ当該各号に定める級地とする。

一 総務省関東総合通信局電波監理部 五級地

二 前号に掲げる官署と同様に取り扱うことが

適当であると人事院が認める官署 官署ごと

に人事院が定める級地

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当）

第二条 令和十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域は、

この規則による改正後の規則九―四九第二条の規定にかかわらず、附則別表第一に掲げる地域とし、同項の人事院規則で定める官署は、同条の規定にかかわらず、附則別表第二に掲げる官署とする。

第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。次条において「令和六年改正法」という。）附則第七条第一項の人事院規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の人事院規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一	二十パーセント級地	百分の二十
二	十六パーセント級地	百分の十六
三	十五パーセント級地	百分の十五
四	十四パーセント級地	百分の十四
五	十三パーセント級地	百分の十三
六	十二パーセント級地	百分の十二

七 十一パーセント級地 百分の十一

八 十パーセント級地 百分の十

九 九パーセント級地 百分の九

十 八パーセント級地 百分の八

十一 七パーセント級地 百分の七

十二 六パーセント級地 百分の六

十三 五パーセント級地 百分の五

十四 四パーセント級地 百分の四

十五 三パーセント級地 百分の三

十六 二パーセント級地 百分の二

十七 一パーセント級地 百分の一

第四条 令和六年改正法附則第七条第一項後段の人事院規則で定める級地は、附則別表第一及び附則別表第二に定めるとおりとする。

（令和十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の七の規定による地域手当に関する経過措置）

第五条 令和十年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の規則九―四九第十一条及び第十二条の規定の適用については、同規則第十一条第一項中「次に」とあるのは「職員が異動等の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から六箇月を遡った日の前日から当該異動等の日までの間に当該地域、官署又は空港の区域に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合又は給与法第十一条の四の人事院規則で定める割合が変更されたとき（次項第一号において「支給割合の変更の場合」という。）及び次に」と、同条第二項第一号中「前項第一号」とあるのは「支給割合の変更の場合及び前項第一号」と、「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（異動又は移転の日から六箇月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日までの間においてこれらの割合が変更された場合にあつては、当該期間の支給割合のうち最も低い割合。次号及び次条において同じ。）」とする。

（改正後の人事院規則九―四九における暫定再任用職員に関する経過措置）

第六条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第四項に規定する暫

定再任用職員は、法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の規則九―四九第十一条から第十四条までの規定を適用する。この場合において、同規則第十条第一項第一号中「同条第一項」とあるのは、「同条第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この条、次条及び第十三条において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、同項第二号中「法第六十条の二第一項」とあるのは「法第六十条の二第二項若しくは第五條第一項又は令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項」と、第十二条第一号及び第二号中「法第六十条の二第一項」とあるのは「法第六十条の二第二項」と、同条第二号中「同項」とあるのは「法第六十条の二第二項若しくは第五條第一項若しくは第二項」と、第十三条第二項第一号中「法第六十条の二第一項」とあるのは「法第六十条の二第二項」である。

改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五條第一項若しくは第二項」と、「退職した日」とあ

るのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第七条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）		別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）	
一（略）		一（略）	
二 給与		二 給与	
人事管理文書の区分	（略）	人事管理文書の区分	（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
人事管理文書の例	（略）	人事管理文書の例	（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
保存期間	（略）	保存期間	（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
保存期間満了時の措置	（略）	保存期間満了時の措置	（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）
規則九―第十六条の報告		規則九―第十七条の報告	
四九（地の文書		四九（地の文書	
域手当）		域手当）	
（略）		（略）	
（略）		（略）	
官署が移転する場合の報告の文書		官署が移転する場合の報告の文書	
三年		三年	
廃棄		廃棄	
（略）		（略）	
三〇二十（略）		三〇二十（略）	
備考		備考	
一〇五（略）		一〇五（略）	

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第八条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―四九（地域手当）の項に掲げる人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。

（雑則）

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域				級地
北海道	札幌市				三パーセント級地
宮城県	多賀城市				九パーセント級地
	仙台市				七パーセント級地
	名取市				二パーセント級地
茨城県	つくば市				十六パーセント級地

栃木県	取手市	十五パーセント級地
	守谷市	十四パーセント級地
	牛久市	十一パーセント級地
	水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市	九パーセント級地
	古河市 ひたちなか市 神栖市	五パーセント級地
	笠間市 鹿嶋市 筑西市	三パーセント級地
	石岡市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 潮来市	二パーセント級地
	常陸大宮市 桜川市 行方市 鉾田市 小美玉市 東茨城郡茨城町	二パーセント級地
	東茨城郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡太子町 稲敷郡河内町	二パーセント級地
	宇都宮市 大田原市 下野市	五パーセント級地
栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市	三パーセント級地	
足利市 佐野市 日光市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山	二パーセント級地	
市 芳賀郡益子町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 那須郡那珂川町	二パーセント級地	

群馬県		
高崎市		五パーセント級地
前橋市 太田市		三パーセント級地
渋川市		二パーセント級地
埼玉県		
和光市		十五パーセント級地
さいたま市 志木市		十四パーセント級地
東松山市 朝霞市		十一パーセント級地
坂戸市		九パーセント級地
川越市 上尾市		七パーセント級地
川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 深谷市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市 幸手市 比企郡滑川町 北葛飾郡杉戸町		五パーセント級地
熊谷市		三パーセント級地
秩父市 本庄市		二パーセント級地

新潟県		神奈川県											
新潟市	足柄上郡松田町 足柄下郡箱根町 愛甲郡愛川町	三浦市 秦野市 三浦郡葉山町 中郡二宮町	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市	相模原市	鎌倉市 藤沢市	横浜市 川崎市 厚木市	町 小笠原村	西多摩郡瑞穂町 西多摩郡奥多摩町 大島町 新島村 三宅村 八丈	武蔵村山市	東久留米市	立川市 三鷹市 東大和市 あきる野市	城市 西東京市	
二パーセント級地	四パーセント級地	十パーセント級地	十一パーセント級地	十二パーセント級地	十四パーセント級地	十六パーセント級地		四パーセント級地	七パーセント級地	十パーセント級地	十四パーセント級地		

静岡県		岐阜県		長野県			山梨県		福井県	石川県		富山県
静岡市	裾野市	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市	岐阜市	諏訪市 伊那市	長野市 松本市	塩尻市	南アルプス市	甲府市	福井市	河北郡内灘町	金沢市	富山市
七パーセント級地	十四パーセント級地	二パーセント級地	五パーセント級地	二パーセント級地	三パーセント級地	五パーセント級地	二パーセント級地	五パーセント級地	二パーセント級地	二パーセント級地	三パーセント級地	三パーセント級地

沼津市 磐田市 御殿場市		五パーセント級地
浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市		三パーセント級地
熱海市 伊東市 島田市 下田市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 賀茂郡河津町 賀茂郡松崎町 駿東郡長泉町 駿東郡小山町 榛原郡吉田町 榛原郡川根本町		二パーセント級地
愛知県	刈谷市 豊田市	十五パーセント級地
	名古屋市 豊明市	十四パーセント級地
	西尾市 知多市 みよし市	九パーセント級地
	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 犬山市 江南市 田原市 弥富市 西春日井郡豊山町	七パーセント級地
	豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村	六パーセント級地
	蒲郡市 新城市 北設楽郡設楽町 北設楽郡東栄町 北設楽郡豊根村	四パーセント級地

三重県				滋賀県				京都府			
鈴鹿市				大津市 草津市 栗東市				京田辺市			
四日市市				彦根市 守山市 甲賀市				京都市			
津市 桑名市 亀山市				長浜市 東近江市				宇治市 亀岡市 向日市 木津川市			
名張市 伊賀市				近江八幡市 高島市							
伊勢市 松阪市 尾鷲市 鳥羽市 熊野市 志摩市 多気郡大台町											
北牟婁郡紀北町											
十一パーセント級地				九パーセント級地				十一パーセント級地			
五パーセント級地				五パーセント級地				九パーセント級地			
三パーセント級地				三パーセント級地				七パーセント級地			
二パーセント級地				二パーセント級地							

大阪府		山町	福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 京丹後市 南丹市 久世郡久御	四パーセント級地
大阪市				十六パーセント級地
守口市				十五パーセント級地
池田市 吹田市 高槻市 大東市 門真市				十四パーセント級地
豊中市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市				十二パーセント級地
堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市				十一パーセント級地
岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤				十パーセント級地
井寺市 泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町				
南河内郡太子町				
兵庫県		西宮市 芦屋市 宝塚市		十四パーセント級地
		神戸市		十一パーセント級地
		尼崎市 伊丹市 川西市 三田市		九パーセント級地

奈良県	明石市	七パーセント級地
	赤穂市	五パーセント級地
	姫路市 加古川市 三木市	三パーセント級地
	洲本市 相生市 豊岡市 西脇市 小野市 丹波篠山市 養父市 丹	二パーセント級地
	波市 朝来市 宍粟市 加東市 たつの市 多可郡多可町 美方郡香	
	美町 美方郡新温泉町	
	天理市	十一パーセント級地
	奈良市 大和郡山市	九パーセント級地
	大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町	五パーセント級地
	桜井市	三パーセント級地
和歌山県	五條市 高市郡明日香村 吉野郡吉野町 吉野郡大淀町 吉野郡下市	二パーセント級地
	町 吉野郡十津川村 吉野郡下北山村 吉野郡川上村	
和歌山県	和歌山市 橋本市	五パーセント級地

岡山県		広島県		山口県	徳島県	香川県	福岡県					
岡山市	倉敷市	広島市	三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	呉市 竹原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 大竹市	安芸高田市 山県郡安芸太田町 豊田郡大崎上島町 世羅郡世羅町	神石郡神石高原町	周南市	徳島市 鳴門市 阿南市	高松市	坂出市	福岡市 春日市 福津市	太宰府市 糸島市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町
三パーセント級地	二パーセント級地	九パーセント級地	三パーセント級地	二パーセント級地			二パーセント級地	二パーセント級地	五パーセント級地	二パーセント級地	九パーセント級地	五パーセント級地

長崎県	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	三パーセント級地
	大牟田市 久留米市 直方市 飯塚市 田川市 柳川市 八女市 大 川市 行橋市 豊前市 中間市 小郡市 宗像市 うきは市 宮若市 朝倉市 みやま市 遠賀郡水巻町 朝倉郡東峰村 田川郡添田町 京都郡苅田町	二パーセント級地
長崎市		二パーセント級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附則別表第二（附則第二条及び附則第四条関係）

附則第二条の官署は民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して、人事院が適当であると認める官署とし、附則第四条の級地は当該官署ごとに人事院が定める級地とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五四―一一

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適用除外職員） 第二条 給与法第十一条の十第一項第一号の人事	（適用除外職員） 第二条 給与法第十一条の十第一項第一号の人事

院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与法第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事院がこれら

院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 職員の扶養親族たる者（給与法第十一条に規定する扶養親族で給与法第十一条の二第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事院がこれらに準ずると認める

に準ずると認める住宅の全部又は一部を借り
受けて当該住宅に居住している職員

(権衡職員の範囲)

第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事
院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴
任手当）第五条第二項に該当する職員で、規則
九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八
歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの
間にある子が居住するための住宅として、同号
に規定する異動又は官署の移転（新たに俸給表
の適用を受ける職員となつた者にあつては当該
適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、
官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派

住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に
居住している職員

(権衡職員の範囲)

第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事
院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴
任手当）第五条第二項に該当する職員（法第六
十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間
勤務職員を除く。）で、規則九―八九第五条第
二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後
の最初の三月三十一日までの間にある子が居住
するための住宅として、同号に規定する異動又
は官署の移転（検察官であつた者又は給与法第
十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員

遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から

等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣若しくは令和九年国際

復職した職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舍並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舍並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第五条 新たに給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事院が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）に届け出なければならぬ。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

2
(略)

3
第一項の規定にかかわらず、各庁の長におい

(届出)

第五条 新たに給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事院が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならぬ。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

2
(略)

(新設)

て居住の実情を認定することができる場合として人事院が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（確認及び決定）

第六条 各庁の長は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

2

（略）

（支給の始期及び終期）

（確認及び決定）

第六条 各庁の長は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2

（略）

（支給の始期及び終期）

第八条 住居手当の支給は、職員が新たに給与法

第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事院が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事院が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月

第八条 住居手当の支給は、職員が新たに給与法

第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2
(略)

2
(略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五五―一五一

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特地勤務手当の月額）	（特地勤務手当の月額）

第二条 (略)

2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額を合算した額（法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける俸給の月額）とする。

一 三 (略)

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用

第二条 (略)

2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額を合算した額とする。

一 三 (略)

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによ

については、当該各号に定めるところによる。

一〇六 (略)

4 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第二項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一〇四 (略)

(特地勤務手当に準ずる手当)

第四条 (略)

2 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日(職員が当該異動により

る。

一〇六 (略)

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一〇四 (略)

(特地勤務手当に準ずる手当)

第四条 (略)

2 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日(職員が当該異動により

その日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなつた場合（人事院が定める場合に限る。）には、その日前の人事院が定める日。以下この条及び第十一条において同じ。）に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける俸給の月額。第六条において「異動等の日の俸給等の合計額」という。）に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額（同条において「上限額」という。）を超えるときは、当該額）とする。

その日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなつた場合（人事院が定める場合に限る。）には、その日前の人事院が定める日。以下この条及び第十一条において同じ。）に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（第六条において「異動等の日の俸給等の合計額」という。）に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額（同条において「上限額」という。）を超えるときは、当該額）とする。

(略)

3 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 四 (略)

4 (略)

第五条 (略)

2 給与法第十四条第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 交流採用(官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下この条におい

(略)

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 四 (略)

4 (略)

第五条 (略)

2 給与法第十四条第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 交流採用(官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下同じ。)をさ

て同じ。）又は法第六十条の二第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつた職員で、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二 新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前三年以内に、検察官であつた者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する行

れ、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつた職員で、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二 新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に、検察官であつた者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等

官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものであるもの

四 法第六十条の二第一項の規定による採用を

された職員で、当該採用の日の前日に給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定

（新設）

（新設）

する職員との権衡上必要がある職員として人事院が認めるもの

3 給与法第十四条第二項の規定による特地勤務

手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が俸給表の適用を受けることとなつた日、交流採用をされた日又

3 給与法第十四条第二項の規定による特地勤務

手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をされた日

は法第六十条の二第一項の規定による採用を
された日に特地官署又は準特地官署に異動し
たものとした場合に前条第一項及び第二項
(同条第三項及び第十一条第一項の規定によ
り読み替えて適用する場合を含む。次号から
第五号までにおいて同じ。)並びに第十一条
第二項の規定により支給されることとなる期
間及び額

二 (略)

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指
定日に在勤する官署が、当該職員の俸給表の
適用を受けることとなつた日、交流採用をさ
れた日又は法第六十条の二第一項の規定によ

に特地官署又は準特地官署に異動したもの
とした場合に前条第一項及び第二項(同条第三
項及び第十一条第一項の規定により読み替え
て適用する場合を含む。次号及び第三号にお
いて同じ。)並びに第十一条第二項の規定に
より支給されることとなる期間及び額

二 (略)

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指
定日に在勤する官署が、当該職員の俸給表の適
用を受けることとなつた日又は交流採用をさ
れた日前に特地官署又は準特地官署に該当し

る採用をされた日前に特地官署又は準特地官署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第三号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務

ていたものとし、かつ、当該職員がその日に当該官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

（新設）

（新設）

職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額 六 前項第五号に規定する職員 別に人事院が定める期間及び額 4 (略)	(新設) 4 (略)
--	------------------------------

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(改正後の人事院規則九―五五における暫定再任用職員に関する経過措置)

第二条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。次条第一項において「令和三年改正法」という。）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次項及び次条において「暫定再任用職

員」という。）は、法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則九―五五（以下「改正後の規則九―五五」という。）第二条第二項から第四項まで並びに第四条第二項及び第三項の規定を適用する。

2 暫定再任用職員に対する改正後の規則九―五五第五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「法第六十条の二第一項」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第二号から第四号まで並びに同条第三項第一号及び第三号中「法第六十条の二第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年

前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条 改正後の規則九―五五第五条第二項第一号及び第二号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定（以下この条において「法第六十条の二第一項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2 改正後の規則九―五五第五条第二項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 改正後の規則九―五五第五条第二項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合に

ついて適用する。

（令和十年三月三十一日までの間における特地勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置）

第四条 令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における規則九―五五第三条の規定の適用については、同条中「規則九―四九（地域手当）別表第一」とあるのは「規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）附則別表第一」と、「給与法第十一条の三」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）附則第七条第一項」とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―八〇―七

人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
-----	-----

(扶養親族の範囲)

第二条 給与法第十一条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

二 (略)

(届出)

第三条 新たに給与法第十一条第一項の職員たる

(扶養親族の範囲)

第二条 給与法第十一条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつてゐる者

二 (略)

(届出)

第三条 給与法第十一条の二第一項の規定による

要件を具備するに至った職員は、事務総長が定

める様式の扶養親族届により、その旨を速やか

に各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長

又はその委任を受けた者をいう。次項及び次条

において同じ。）に届け出なければならない。

扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親

族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養

の事実等に変更があつた場合についても、同様

とする。

2 前項の規定にかかわらず、各庁の長において

扶養の事実等を認定することができる場合とし

て人事院が定める場合には、同項の規定による

届出を要しない。

届出は、扶養親族届により行うものとする。

（新設）

(認定)

第四条 各庁の長は、前条第一項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第二項に規定する場合においても、同様とする。

2 各庁の長は、前項の規定により認定した職員
の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給
に関する事項を事務総長が定める様式の扶養手
当認定簿に記載するものとする。

3 (略)

(支給の始期及び終期)

第五条 扶養手当の支給は、職員が新たに給与法
第十一条第一項の職員たる要件を具備するに

(認定)

第四条 各庁の長(その委任を受けた者を含む。
以下同じ。)は、前条に規定する届出があつた
ときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月
額を認定しなければならない。

2 各庁の長は、前項の規定により認定した職員
の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給
に関する事項を扶養手当認定簿に記載するもの
とする。

3 (略)

(新設)

至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事院が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事院が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（雑則）

第六条（略）

（削る）

附則

（施行期日）

（雑則）

第五条（略）

2 扶養親族届及び扶養手当認定簿の様式等に関する必要な事項は、事務総長が定める。

附則

（施行期日）

1
(略)

(令和六年改正法附則第六条の規定が適用される間の読替え)

2
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日

までの間は、第一条の二中「給与法第十一条第一項の」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）附則第六条の規定により読み替えられた給与法（以下「読替え後の給与法」という。）第十一条第一項に規定する職務の級が行政職俸給表(一)の九級以上に相当する職員として」と、第二条及び第二条の二中「給与法」とあるのは「読替え後の給与法」と、第三条第一

1
(略)

(平成二十八年改正法附則第三条の規定が適用される間の読替え)

2
平成二十九年四月一日から平成三十二年三月

三十一日までの間は、第三条中「給与法第十一条の二第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条の規定により読み替えられた給与法第十一条の二第一項」とする。

項中「新たに給与法」とあるのは「新たに読替
え後の給与法」と、第五条第一項中「給与法」
とあるのは「読替え後の給与法」とする。

(行政職俸給表(一)の八級以上の職員に相当する
職員)

3

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を
改正する法律（令和六年法律第七十二号）附則
第六条の規定により読み替えられた給与法第十
一条第一項に規定する職務の級が行政職俸給表
(一)の八級以上に相当する職員として人事院規則
で定める職員は、第一条の二及び第二条の二に
規定する職員とする。

(行政職俸給表(一)の八級以上の職員に相当する
職員)

3

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を
改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附
則第三条第三項の規定により読み替えられた給
与法第十一条第三項の人事院規則で定める職員
は、次に掲げる職員とする。

- 一 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でそ
の職務の級が六級以上であるもの
- 二 税務職俸給表の適用を受ける職員でその職

務の級が八級以上であるもの

三| 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその
職務の級が九級以上であるもの

四| 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその
職務の級が八級以上であるもの

五| 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその
職務の級が七級であるもの

六| 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその
職務の級が四級以上であるもの

七| 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職
務の級が五級以上であるもの

八| 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員でその
職務の級が四級以上であるもの

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

	九 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
十	専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
	でその職務の級が二級以上であるもの

改正後				改正前			
別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）				別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）			
一（略）				一（略）			
二 給与				二 給与			
人事管理文書の区分		人事管理文書の例		人事管理文書の区分		人事管理文書の例	
				保存期間		保存期間	
				保存期間		保存期間	
				満了時の措置		満了時の措置	

				(略)		
規則九し 八〇（扶 養手当）				(略)	(略)	
扶養親族届	第四条第三項の 事実等を証明す る書類	第四条第二項の 扶養手当認定簿	扶養手当認定簿	(略)	(略)	
扶養親族届	扶養の事実等を証 明する書類	扶養手当認定簿	扶養手当認定簿	(略)	(略)	
届出に係 る要件を 具備しな くなる日	扶養の事実等を証 明する特 に係る特 定日以後 六年	支給要件 を具備し なくなる 日に係る	支給要件 を具備し なくなる 日に係る	(略)	(略)	
廃棄				(略)		

				(略)		
規則九し 八〇（扶 養手当）				(略)	(略)	第二十三条第八 項において準用 する場合を含 む。）の申立て の文書
扶養手当認定簿	第四条第三項の 事実等を証明す る書類	扶養の事実等を証 明する書類	扶養手当認定簿	(略)	(略)	第二十條の命令 の文書
扶養手当認定簿	扶養の事実等を証 明する書類	扶養手当認定簿	扶養手当認定簿	(略)	(略)	俸給の更正の命令 の文書
支給要件 を具備し なくなる 日に係る	特定日以 後六年	届出に係 る要件を 具備しな くなる日	届出に係 る要件を 具備しな くなる日	(略)	(略)	
廃棄				(略)		

備考 三〇二十 一〇五 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	特定目以 後六年
	(略)	

備考 三〇二十 一〇五 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	に係る特 定日以後 六年
	(略)	

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表給与法の項及び規則九―八〇（扶養手当）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の二の表給与法の項及び規則九―八〇（扶養手当）の項に掲げるものを除く。）の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八九（单身赴任手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―八九―七

人事院規則九―八九（单身赴任手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八九（单身赴任手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（やむを得ない事情）	（やむを得ない事情）

第二条 給与法第十二条の二第一項の人事院規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

二〃五 （略）

（権衡職員の範囲等）

第五条 給与法第十二条の二第三項の人事院規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情とする。

第二条 給与法第十二条の二第一項及び第三項の人事院規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

二〃五 （略）

（権衡職員の範囲等）

第五条 給与法第十二条の二第三項の任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員は、人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となつ

2

給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを

た者とする。

2

給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを

常況とする職員

(削る)

イ| (略)

(削る)

ロ| (略)

二〃六 (略)

七 第二号から前号までの規定中「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い」とあるのを「新たに俸給表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第

常況とする職員

イ| 法第六十条の二第一項の規定による採用

(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

ロ| (略)

ハ| 官民人事交流法第二条第四項に規定する

交流採用をされたこと。

ニ| (略)

二〃六 (略)

七 第二号から前号までの規定中「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い」とあるのを「検察官であつた者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人

二条」とあるのを「前項」と、「異動又は官署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八（略）

（届出）

第七条 新たに給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事院が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やか

職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は官署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八（略）

（届出）

第七条 新たに給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事院が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やか

に各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。第三項及び次条において同じ。）に届け出なければならない。单身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があつた場合について、同様とする。

2
（略）

3 第一項の規定にかかわらず、各庁の長において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事院が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（確認及び決定）

第八条 各庁の長は、職員から前条第一項の規定

に各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。单身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、同様とする。

2
（略）

（新設）

（確認及び決定）

第八条 各庁の長は、職員から前条第一項の規定

による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するとき
は、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

2
(略)

(支給の始期及び終期)

第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第一項又は第

による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するとき
は、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2
(略)

(支給の始期及び終期)

第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第一項又は第

2 (略) 三項に規定する要件を欠くに至った日（人事院が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事院が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	2 (略) 三項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
---	---

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正後の規則九―八九第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（人事院規則一―七九の一部改正）

第三条 人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
附則	附則

(削る)

第十二条から第十四条まで 削除

(改正後の人事院規則九―八九における暫定再任用職員等に関する経過措置)

第十二条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、規則九―八九第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する官署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要がある

と認められるものとして人事院規則で定める職員とする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定による採用（令和五年旧法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧法第八十一条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定による採用（法第八十一条の六第一項の規定により退職した日（法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項若しくは第五条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第十三条 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第六十条の二第一項の規定により採用された職員に対する第十八条の規定

定による改正後の規則九―八九第五条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

第十四条 施行日前に、第十八条の規定による改正前の規則九―八九第五条第二項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―九三―四

人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（管理職員特別勤務手当の額等）	（管理職員特別勤務手当の額等）

第二条 給与法第十九条の三第三項の人事院規則で定める勤務は、同条第一項（育児休業法第十条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四条において同じ。）の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務（次項に規定する職員がしたものを除く。）とする。

（削る）

（削る）

第二条 給与法第十九条の三第三項第一号の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務とする。

一 勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務（次号に掲げる勤務を除く。）

二 次項第五号に掲げる職員のうち事務次官、内部部局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第一項の官房及び局を

2 | 給与法第十九条の三第三項の人事院規則で定

める職員は、任期付職員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「特定任期付職員」という。）のうち規則九―二（俸給表の適用範囲）第十五条各号に掲げる職員とする。

第三条（略）

一〇四（略）

五 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員法第七条第一項の俸給表の号俸又は同条第三項（育児休業法第十九条（育

いう。）の長その他これらに準ずる官職として人事院が定める官職を占める職員の勤務

（新設）

2 | （略）

一〇四（略）

五 任期付職員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員法第七条第一項の俸

児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第五号において同じ。）の規定による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号俸及び七号俸並びに任期付職員法第七條第三項の規定による俸給月額 一万二千円

ロ 二 (略)

六 任期付研究員法第三條第一項第一号の規定

給表の号俸又は俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号俸及び七号俸並びに任期付職員法第七條第三項（育児休業法第十九條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による俸給月額 一万二千円

ロ 二 (略)

六 任期付研究員法第三條第一項第一号の規定

により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員法第六条第一項の俸給表の号俸又は同条第四項（育児休業法第十八条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第六号において同じ。）の規定による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号俸及び任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額 一万二千円

により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員法第六条第一項の俸給表の号俸又は俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号俸及び任期付研究員法第六条第四項（育児休業法第十八条（育児休業法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による俸給月額 一万二千円

ロゝニ (略)

2 | 給与法第十九条の三第三項第二号イの人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 | 次号に掲げる職員以外の専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの 次に掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額

イ | 三級及び四級 六千円

ロ | 二級 五千円

四 | 定年前再任用短時間勤務職員である専門ス

ロゝニ (略)

第三条 給与法第十九条の三第三項第二号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

タツフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの 次に掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額

イ 三級及び四級 五千五百円

ロ 二級 四千五百円

五 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員法第七条第一項の俸給表の号俸又は同条第三項の規定による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号俸及び七号俸並びに任期付職員法第

七条第三項の規定による俸給月額 六千円

ロ 五号俸 五千円

(新設)

ハ 二号俸から四号俸まで 四千三百円

ニ 一号俸 三千五百円

六 任期付研究員法第三条第一項第一号の規定

により任期を定めて採用された職員 次に掲

げる当該職員が受ける任期付研究員法第六条

第一項の俸給表の号俸又は同条第四項の規定

による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める

額

イ 六号俸及び任期付研究員法第六条第四項

の規定による俸給月額 六千円

ロ 四号俸及び五号俸 五千円

ハ 二号俸及び三号俸 四千三百円

ニ 一号俸 三千五百円

(新設)

第四条 次に掲げる場合には、給与法第十九条の三第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

- 一 給与法第十九条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合
- 二 給与法第十九条の三第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合
(勤務実績簿等)

第五条 各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。）は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手

2 給与法第十九条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(新設)

(新設)

(勤務実績簿等)

第四条 各庁の長（その委任を受けた者を含む。）は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管し

当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(雑則)

第六条 (略)

附 則

(給与法附則第八項の規定を受ける職員
の管理職員特別勤務手当の額)

2 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
に対する第三条の規定の適用については、当分
の間、同条第一項第一号及び第三号並びに同条
第二項第一号及び第三号中「定める額」とある
のは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額
(その額に、五十円未満の端数を生じたときは

なければならない。

(雑則)

第五条 (略)

附 則

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
の管理職員特別勤務手当の額)

2 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
に対する第二条第二項及び第三条第一項の規定
の適用については、当分の間、第二条第二項第
一号及び第三号並びに第三条第一項第一号中
「定める額」とあるのは、「定める額に百分の
七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の

これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額」とする。

端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後					改正前				
別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第 三条、第四条関係）					別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第 三条、第四条関係）				
一（略）					一（略）				
二 給与					二 給与				
人事管理文書の区分		人事管理文書の例			保存期間		保存期間		
規則九― 九三（管 理職員特 別勤務手 当）		第五条の管理職 管理職員特別勤務 実績簿			六年		廃棄		
整理簿		管理職員特別勤務 手当整理簿			(略)		(略)		
(略)		(略)			(略)		(略)		
(略)		(略)			(略)		(略)		
備考					備考				
三〇二十 (略)					三〇二十 (略)				
一〇五 (略)					一〇五 (略)				

（人事院規則一―七九の一部改正）

第三条 人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
附 則 （改正後の人事院規則九―九三における暫定再任用職員に関する経過措置） 第十五条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十九条の規定による改正後の規則九―九三<u>第三条</u>の規定を適用する。	附 則 （改正後の人事院規則九―九三における暫定再任用職員に関する経過措置） 第十五条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十九条の規定による改正後の規則九―九三<u>第二条第二項及び第三条第一項</u>の規定を適用する。

人事院は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）に基づき、人事院規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則二三―〇―一

人事院規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の一部を改正する人事院規則
人事院規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
（特定任期付職員の号俸の決定）	（特定任期付職員の号俸の決定）

第六条 任期付職員法第七条第一項に規定する特

定任期付職員の同項の俸給表の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

一〇七 (略)

(削る)

第六条 特定任期付職員（任期付職員法第七条第

一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の同項の俸給表の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

一〇七 (略)

(特定任期付職員業績手当)

第七条 任期付職員法第七条第四項の特に顕著な

業績を挙げたかどうかは、同条第二項又は第三項の規定により特定任期付職員の俸給月額が決定された際に期待された業績に照らして判断す

(削る)

るものとする。

第八条 特定任期付職員業績手当は、十二月一日

(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の規則九―四〇(期末手当及び勤勉手当)第十四条に規定する期末手当の支給日に支給することができるもの

(任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員の規則九―八第四章から第六章までの規定の適用の特例)

第七条 (略)

(雑則)

第八条 (略)

とする。

(任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員の規則九―八第四章から第六章までの規定の適用の特例)

第九条 (略)

(雑則)

第十条 (略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一―四―三二

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
1 116	（略）	1 116	（略）
117	次に掲げる規則は、廃止する。		（新設）
	規則九―一三七		
	規則九―一五二		

(令和七年四月一日施行)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院公示第 1 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 38 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 2 月 5 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）、人事院規則 9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則 9—5（給与簿）、人事院規則 9—6（俸給の調整額）、人事院規則 9—6—6（人事院規則 9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—7（俸給等の支給）、人事院規則 9—8（初任	人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）、人事院規則 9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則 9—5（給与簿）、人事院規則 9—6（俸給の調整額）、人事院規則 9—6—6（人事院規則 9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—7（俸給等の支給）、人事院規則 9—8（初任

給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9—8—8 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—14 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—18 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—40 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—57 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—68 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—90 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、 <u>人事院規則 9—8—94 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事</u>	給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9—8—8 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—14 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—18 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—40 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—57 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—68 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—90 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、 <u>人事院規則 9—15 (宿日直手当)</u> 、人事院規則 9—17 (俸給の特別調整額)、人事院規則 9—2
---	---

院規則)、人事院規則 9-15 (宿 日直手当)、人事院規則 9-17 (俸給の特別調整額)、人事院規則 9-24 (通勤手当)、人事院規則 9-30 (特殊勤務手当)、人事院 規則 9-34 (初任給調整手当)、 人事院規則 9-40 (期末手当及び 勤勉手当)、人事院規則 9-43 (休日給)、<u>人事院規則 9-49</u> <u>(地域手当)</u>、人事院規則 9-49 -57 (<u>人事院規則 9-49 (地域</u> <u>手当)</u> の一部を改正する人事院規 則)、人事院規則 9-54 (住居手 当)、人事院規則 9-55 (特地勤 務手当等)、人事院規則 9-80 (扶養手当)、人事院規則 9-82 (俸給の半減)、人事院規則 9-8 9 (単身赴任手当)、人事院規則 9 -93 (管理職員特別勤務手当)、 人事院規則 9-97 (超過勤務手 当)、人事院規則 9-102 (研究 員調整手当)、人事院規則 9-12 1 (広域異動手当)、人事院規則 9 -122 (専門スタッフ職調整手 当)、人事院規則 9-123 (本府 省業務調整手当)、人事院規則 9-	4 (通勤手当)、人事院規則 9-3 0 (特殊勤務手当)、人事院規則 9 -34 (初任給調整手当)、人事院 規則 9-40 (期末手当及び勤勉手 当)、人事院規則 9-43 (休日 給)、<u>人事院規則 9-49 (地域手</u> <u>当)</u>、人事院規則 9-54 (住居手 当)、人事院規則 9-55 (特地勤 務手当等)、人事院規則 9-80 (扶養手当)、人事院規則 9-82 (俸給の半減)、人事院規則 9-8 9 (単身赴任手当)、人事院規則 9 -93 (管理職員特別勤務手当)、 人事院規則 9-97 (超過勤務手 当)、人事院規則 9-102 (研究 員調整手当)、人事院規則 9-12 1 (広域異動手当)、人事院規則 9 -122 (専門スタッフ職調整手 当)、人事院規則 9-123 (本府 省業務調整手当)、人事院規則 9- 129 (東日本大震災及び東日本大 震災以外の特定大規模災害等並びに 特定新型インフルエンザ等に対処す るための人事院規則 9-30 (特殊 勤務手当) の特例)、人事院規則 9 -147 (給与法附則第 8 項の規定
---	---

1 2 9（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9—3 0（特殊勤務手当）の特例）、人事院規則 9—1 4 7（給与法附則第 8 項の規定による俸給月額）、人事院規則 9—1 4 8（給与法附則第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定による俸給）及び人事院規則 9—1 5 1（在宅勤務等手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。 1（略） 2 委任する権限及び所掌事務 一～四の三（略） 五 人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）に規定する次に掲げる事項 <u>(1) 第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。</u> <u>(1 の 2) ・ (1 の 3)</u>（略） (2)～(39)（略） （削る）	による俸給月額）、人事院規則 9—1 4 8（給与法附則第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定による俸給）及び人事院規則 9—1 5 1（在宅勤務等手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。 1（略） 2 委任する権限及び所掌事務 一～四の三（略） 五 人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）に規定する次に掲げる事項 （新設） <u>(1) ・ (1 の 2)</u>（略） (2)～(39)（略） <u>(39 の 2)</u> 別表第 4 の備考第 2 項
--	---

(40)～(42 の 17) (略) 五の二～五の八 (略) <u>五の九 人事院規則 9—8—9 4</u> <u>(人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)に規定する次に掲げる事項</u> <u>(1) 附則第 3 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u> <u>(2) 附則第 4 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び事項について定めること。</u> <u>(3) 附則第 5 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u> <u>五の十 (略)</u> 六 (略) 七 人事院規則 9—2 4 (通勤手当)に規定する次に掲げる事項	<u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間及び率について定めること。</u> (40)～(42 の 17) (略) 五の二～五の八 (略) (新設) <u>五の九 (略)</u> 六 (略) 七 人事院規則 9—2 4 (通勤手当)に規定する次に掲げる事項
--	--

(1)・(2) (略)

(3) 第8条第1項第1号ロ (第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 第11条第3号の規定に基づき、人事院が認めることとされている住居について認めること。

(削る)

(7) 第13条第3号の規定に基づき、人事院が認めることとされている住居について認めること。

(8) 第14条の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。

(1)・(2) (略)

(2の2) 第8条第1項第1号ロ (第13条第3項及び第18条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。

(2の3) (略)

(3) (略)

(4) 第11条の規定に基づき、人事院が認めることとされている住居について認めること。

(5) 第12条の規定に基づき、人事院が認めることとされている基準について認めること。

(6) 第14条の規定に基づき、人事院が認めることとされている住居について認めること。

(7) 第15条の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。

(9) 第15条第1項第1号の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。

(10) 第15条第1項第5号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(11) 第15条第2項第3号の規定に基づき、人事院が認めることとされている住居について認めること。

(削る)

(12) 第18条第2項第1号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。

(13) 第18条第2項第1号ロ又は第2号イ若しくはロの規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。

(8) 第16条第1号の規定に基づき、人事院が認めることとされている住居及び職員について認めること。

(9) 第16条第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(新設)

(10) 第17条第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。

(10の2) 第19条の2第2項第1号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。

(10の3) 第19条の2第2項第1号ロ若しくは第2号ロ若しくはハ、第3項第1号ロ若しくは第2号ロ若しくはハ又は第4項第2号の規定に基づき、人事院が定めることとさ

	れている額について定めること。 (新設)
(14) <u>第18条第3項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u>	
(15) <u>第19条第1項第1号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。</u>	(10の4) <u>第19条の3第1項第1号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。</u>
(16) <u>第19条第2項第5号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。</u>	(10の5) <u>第19条の3第2項第5号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。</u>
(17) <u>第22条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項を定めること。</u>	(11) <u>第21条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項を定めること。</u>
八・九 (略)	八・九 (略)
十 人事院規則9—40(期末手当及び勤勉手当)に規定する次に掲げる事項	十 人事院規則9—40(期末手当及び勤勉手当)に規定する次に掲げる事項
(1)～(4の2) (略)	(1)～(4の2) (略)
(4の3) <u>第13条第1項第1号ニ、第3号ハ又は第4号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている職員につ</u>	(4の3) <u>第13条第1項第1号ニ又は第3号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定める</u>

いて定めること。	こと。
(4 の 4)～(8) (略)	(4 の 4)～(8) (略)
十の二 (略)	十の二 (略)
十一 人事院規則 9—4 9 (地域手当) に規定する次に掲げる事項	十一 人事院規則 9—4 9 (地域手当) に規定する次に掲げる事項
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>(3) 第 1 1 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。</u>	(新設)
<u>(4) 第 1 1 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている割合について定めること。</u>	(新設)
<u>(5) 第 1 2 条第 3 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。</u>	(新設)
<u>(6) 第 1 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、人事院が認めることとされている法人について認めること。</u>	<u>(3) 第 1 3 条第 3 号の規定に基づき、人事院が認めることとされている法人について認めること。</u>
<u>(7) 第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、人事院が定めることとされているものについて</u>	(新設)

<u>て定めること。</u>	
(8) <u>第 1 4 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。</u>	(新設)
(9) <u>第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている地域手当の額及び支給期間について定めること。</u>	(新設)
(10) (略)	(4) (略)
(11) <u>第 1 7 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u>	(5) <u>第 1 8 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u>
(削る)	(6) <u>附則第 5 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている経過措置について定めること。</u>
(12) (略)	(7) (略)
<u>十一の二 人事院規則 9—4 9—5 7 (人事院規則 9—4 9 (地域手当) の一部を改正する人事院規則) に規定する次に掲げる事項</u>	(新設)
(1) <u>附則第 9 条の規定に基づ</u>	

き、人事院が定めることとされている経過措置について定めること。

- (2) 附則別表第 2 の規定に基づき、人事院が認めることとされている官署について認めること及び人事院が定めることとされている級地について定めること。

十二 人事院規則 9—5 4（住居手当）に規定する次に掲げる事項

(1)～(4)（略）

- (5) 第 5 条第 3 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

(6)・(7)（略）

- (8) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び日について定めること。

(9)（略）

十三 人事院規則 9—5 5（特地勤務手当等）に規定する次に掲げる事項

十二 人事院規則 9—5 4（住居手当）に規定する次に掲げる事項

(1)～(4)（略）

（新設）

(5)・(6)（略）

（新設）

(7)（略）

十三 人事院規則 9—5 5（特地勤務手当等）に規定する次に掲げる事項

(1)～(4の2) (略)	(1)～(4の2) (略)
<u>(5) 第5条第2項第5号の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。</u>	(新設)
<u>(6) 第5条第3項第6号の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間及び額について定めること。</u>	(新設)
<u>(7)～(10) (略)</u>	<u>(5)～(8) (略)</u>
十四 人事院規則9―80（扶養手当） <u>に規定する次に掲げる事項</u>	十四 人事院規則9―80（扶養手当） <u>第5条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u>
<u>(1) 第3条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。</u>	(新設)
<u>(2) 第5条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び日について定めること。</u>	(新設)
<u>(3) 第6条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u>	(新設)

十四の二 (略)

十五 人事院規則 9—89 (単身赴任手当) に規定する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 第 7 条第 3 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

(10) (略)

(11) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び日について定めること。

(12) (略)

十六 人事院規則 9—93 (管理職員特別勤務手当) 第 6 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(削る)

(削る)

十四の二 (略)

十五 人事院規則 9—89 (単身赴任手当) に規定する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(新設)

(10) (略)

十六 人事院規則 9—93 (管理職員特別勤務手当) に規定する次に掲げる事項

(1) 第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。

(2) 第 5 条の規定に基づき、人事院が定めることとされてい

	<u>る事項について定めること。</u>
十六の二～二十四　（略）	十六の二～二十四　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第 2 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、平成 12 年人事院公示第 17 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 2 月 5 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 （略）	1 （略）
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 （略）	一 （略）
二 人事院規則 23—0（任期付 職員の採用及び給与の特例）第 <u>8 条</u> の規定に基づき、人事院が 定めることとされている事項に ついて定めること。	二 人事院規則 23—0（任期付 職員の採用及び給与の特例）第 <u>10 条</u> の規定に基づき、人事院 が定めることとされている事項 について定めること。
3 （略）	3 （略）

- 2 この決定による改正は、令和 7 年 4 月 1 日から効力を発生する。

人事院公示第 3 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 7 2 号）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 2 月 5 日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2 委任する権限及び所掌事務

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 7 2 号）附則第 5 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3 委任の効力の発生する日

令和 7 年 4 月 1 日